

シンポジウム

「現代社会における文化財保護の新しいあり方

―「パブリック・アーケオロジー」の視座から―

パネリスト

イースト・アングリア大学

松田 陽(まつだ・あきら)

名古屋大学環境学研究所

西澤泰彦(にしざわ・やすひこ)

名古屋博物館

村木 誠(むらき・まこと)

名古屋市立大学

吉田一彦(よしだ・かずひこ)

司会

名古屋市立大学

安藤 究(あんどう・きわむ)

西澤・今、ご紹介していただきました西澤と申します。専門は建築の歴史をやっています。

何か話題提供のものがあつた方が議論しやすいだろうと思ひまして、私の方で用意したのは、今日の日本語のタイトル「現代社会における文化財保護の新しいあり方」に合わせて、文化財保護をどうやって考えるかっていうことと、それを現代社会の中でどう考えるかという話をしたいと思ひます。

最初に自己紹介です。大学院の修士の頃から研究を始めて三〇年が過



ぎました。日本の植民地のことをやったり、日本の近代建築のことをやったり、地方都市の研究をしたりですね。全然違うところで造船所の研究をしています。社会的には、皆さんよく知っている博物館の明治村の評議員というのをしています。それから名古屋市歴まちアドバイザーとして書いてありますけど、名古屋市の歴史まちづくり推進に協力しています。

さて、私がやっている建築という学問は、もともと、低レベルな学問です。例えば今日の松田先生の新聞記事を読むと、「市民の視点から考古学を考える試みはいまだに希薄で

あるように思われる」と書いてあります。学問というのは、どうも市民とかけ離れている部分があるということも学者も感じていることがよく分かります。ところが、建築というのは、もともと市民とかけ離れることのない学問です。いや、離れられない。何故かという、建築の一番の究極の目標はいい建物を造ることです。建物の施主は素人なので、素人に分からない話をしたら、仕事は来ませんから、いかに私たちは市民の皆さんに分かる話をするかということが大事で、高尚なことを言っても、施主から「分からん」と言われたら、それで一発でおしまいです。

逆に言うと、もともと専門分化してない、あるいは、専門性がない学問です。はっきり言って、専門性があつても役に立たないのです。建築というのは、いかに皆さんに分かってもらって、皆さんにいい家に住んでもらうか、いい所で生活してもらうかというのが建築という学問なのです。逆に言うと、いろいろな建築の講演会で、訳の分からない話をする人というのは、学問的レベルが低いというふうに判断してください。これだけは、自信を持って断言します。言い換えれば、分かりやすく言えなければ学問として成立してないというのが私たちの学問です。

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

私がやっているのは、その中で建築の歴史という学問です。自分の学問の歴史をやるということは、これは反省せよ、ということですよ。つまり雨漏りしたら何で雨漏りしたか考えなさいという単純な話です。自分の学問に、完璧であるとは誰も思っていないので反省しなさいと。だから自分の学問を振り返りましょうというのが建築の歴史という学問です。

学問として何をしているかと言えば二つのことがあります。一つは、文化と歴史の成り立ちを示す学問であり、個々の建物を位置付けて評価する学問でもあります。最初の話は、文化論に大体発展しています。「建築は最も雄弁に時代を語る存在である」と書いてありますが、こういうことをあまり言い出すと文化論に発展するわけです。

下の方が今日のタイトルにある文化財保護に発展するもので、建物を評価するというものです。建物をみて、「いい建物ですよ」と、褒める学問です。建物を見て、壊さずに残しましょう、使っていきましょうと考える学問です。それは今は発展性がある、今は国土交通省と文化庁がタッグを組んで歴史まちづくりなんて言い方をしています。それから物を大切にすることを教育にも発展していく問題であるわけです。

建築史は、すごく素朴な手法を採っています。まず一つは文献調査をしています。しかし、全ての建物に文献があるわけではないので、分からないことがいっぱいあります。また、文献に残らない事実と事象は多数存在しています。さらに、文献にも間違いがあります。

したがって、文献調査で分からないことは、建物そのものを調査するという遺構調査で補います。これは多分、考古学とか美術史の手法から来ているのですが、物を調査しましょうという方法です。しかし、これ、もろ刃の刃で、歴史としては不十分です。取り壊された建物は調査できませんので。現存物件だけを扱うことになり、歴史ではないですね。それから三つ目は、聞き取り調査です。分からなければ人に聞きましようという、単純な調査です。社会学の人たちがよくやっています。でも、人間の記憶は曖昧で、臆測で平気で物を言いますから、これも信用できない部分が生じます。

失敗した例を言います。私は明治村の仕事をしていますので、明治村の失敗例を上げます。右左は明治村に二〇〇七年に移築工事が竣工した芝川邸という建物です。西宮から移築しました。武田五一さんという有名な建築家の作品集に、彼の設計し

た建物として載っています。ところが、明治四五年一〇月竣工と書いてあります。明治四五年は七月までしかなく、一〇月は大正元年です。この記載は誤植で、明治四四年一〇月竣工です。誤植なのですが、有名な建築家の作品集に載っているで、よく間違えます。

下は、土浦邸という、東京の目黒に建っている木造の二階建の住宅です。これは伊勢神宮の社殿のように土壁を塗らない、木を組み合わせただけで造っている乾式構造という構造、ドイツ語でトロッケン・モンタージュ・パウ（Trocken Montagebau）、英語で“Dry Construction”という構造です。このような建物が一九三〇年代の東京にいくつも建っていたのですが、ほとんど残っていない。現存調査をするところぐらいしかないのです。世の中、これ残っていないものだから、一九七〇年代まで、誰も見向きもしなかった。最近になって、にわか注目され、今は、東京都の指定文化財になっています。

聞き取り調査の曖昧さの例を示しましょう。記憶の曖昧さや臆測によって、俗説がどんどん生まれます。例えば、長崎に行くときよく聞く話ですが、「うちの煉瓦の塀は、うちのひいじいさんが大枚はたいて造った」

と。「ああ、すごいですね」と相槌を打つと、その次に出てくる言葉は、「煉瓦一個、油紙に包まれてイギリスから運ばれて来た」という返事です。これは、冷静に考えれば、あり得ない話です。油紙に包んで輸入した煉瓦があれば、いくらになるでしょうか。塀に使うよりも建物本体の特に貴重な場所に使うくらい高価なものはずです。煉瓦というのは、ホームセンターで安くて八〇円台、高くても二〇〇円ぐらいです。一個一万円もする煉瓦であれば、きっと積まないでしょう。なぜなら、泥棒に持って行かれますから。いい加減な話から生まれた俗説です。

その次、これも傑作な俗説です。古い住宅や商家を見に行くとよくあります。「うちの建物は、釘を一本も使っていない、大したものでしょう」。みなさん、この類の話、結構信じていますね。冷静に考えると、釘をかうお金がなかったから、釘を使っていない、と考えるのが自然な発想です。日本は鉄が高いので、大工は、釘を使わずに木の特質を生かしてうちを造ることを考えていたのです。そこで、江戸時代には、たいへんに精巧な継手仕口を考えて、釘は使わなくても木の組み合わせで建物を建てるのが出来たのです。それが適度に揺れてくれるので地震に強い

という結果論ですよ。釘を使ってないのは、逆に言うとお金がなかったという証拠なのです。

要するに、建物の調査というのは、建物を位置付けるために、いろいろなことをやらないといけないわけですよ。

次に文化財の話をお願いします。文化財保護法を読んでみてください。これは面白いですよ。文化財の概念を幅広く設定して面白いですね。文化財保護法の二条だっと思えますけど、文化財の定義がしてあって、例えば建物の場合、次のようになっています。「建造物、単体の建造物は歴史上または芸術上、価値の高いもの」と書いてあるだけです。だから歴史上または芸術上、価値が高いと言われれば文化財なのです。

歴史上とは、どういうことかといえます。「運用でおおむね建築を五〇年経た建物」となっています。要は、古いほど価値があるということとです。芸術上、これは意匠、様式意匠の先端性とか普遍性を言っているのですが、これには問題があります。後ほど言います。もう一つ、伝統的建造物群と呼ばれる「街並み」ですが、「街並みは周囲の環境と一体となして歴史的風致を形成し、価値の高いもの」となっています。これは、街並みは建物だけじゃなくて後

ろの自然・風景・景観、それが調和を取れているというのが条件にあります。

しかし、実態としては建築史上の価値を重視して建造物文化財の指定とか伝統的建造物群の選定をしています。また、登録文化財制度というのが一九九六年にできまして、建築五〇年を過ぎた建造物を登録文化財として登録するという方法があります。ですが、誤解しないでください。文化財保護法に基づけば、歴史上または芸術上の価値の高いものは、すべて文化財なのです。だから指定されてない、選定されてない、登録されてない文化財は山ほどあるのです。

当時、文化庁長官をやられた河合隼雄さんの駄じゃれで、登録文化財制度が始まって、登録物件を増やそうという議論の中で、「どのくらいの数を目標にしていますか？」と問われて、「未指定・未登録物件はごまんとあるから五万だ」と答えたといわれています。でも、この一言で、目標は五万ということになったのですが、これを言いかえれば、文化財保護法で規定されている文化財は山ほどあるということです。その中で、国にとって重要なものを重要文化財に指定している。都道府県や市町村もそれぞれに応じて条例をつくって、重要なものをそれぞれの指定文化財

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

にしている。それから条件を整えれば登録文化財に登録できる。ところが、それに当てはまらない、未指定、未登録の文化財が山ほどあるという話です。

例えば、これは愛知県立芸術大学の建物です。これはもちろん未指定物件、未登録物件です。しかし、これは、DOCOMOMO JAPANという組織が、現代建築として非常に重要な建物であるということで、DOCOMOMO 125に選定しま

した。日本の国を代表する現代建築だと選定したわけです。ここでは、この芸術上の価値が認められたわけです。建築後五〇年というたがをはめると。これは当然、今は未指定・未登録の状態になっています。文化財がごまんとあるということです。

それで、文化財保護の観点からいえば、問題になるのは未指定、未登録の文化財です。これらは、普通は取り壊されることが多いですよ。よくあるのは、ジャーナリストも行政もいい加減で、未指定・未登録の建物に対して、「この建物は文化財ではない」と言うことです。文化財としての価値があるにも関わらず、新聞記者も市町村の文化財担当者も平気でそういうことを言います。

実はそういうものを保護するというのは、いろいろな考え方でやらな

いと、単純に文化財保護法に基づいてやるだけでは保護できないというのが実態です。例えば、文化財建造物の存在意義というのはいろいろな意義があり、特に、単に文化遺産だということだけではなく、今は環境の問題があるので、今ある建物は壊してはいけない、壊せばゴミが出るということも考える必要があります。そのようなことをいろいろ組み合わせないで、実際には未指定・未登録の文化財保護はできません。

このようなことをずっと常々考えていたら、瑞穂区役所から二〇二〇年に「瑞穂区の良いところを調べてください」という依頼が来ました。名古屋で、「瑞穂に住んでいます」と言うのと、「いいところです」という返事が返ってきます。瑞穂区役所からの依頼は、なぜ、皆さんがそのような会話をしているのか、調べてほしいという依頼なのです。

私は、最初、引き受けるのを躊躇しました。どうやって調べるのか、まったく、見当が付かなかったのです。だけど、考え直して、これを受けられることにしました。受けないと、私よりもっといい加減な人が受けて、いい加減なことを言うのかもしれない、だったら、私が先にいい加減なことを言った方がいいだろう、と考えた結果です。

ただし、本当に方法が分からなかったもので、まずは、まちを歩きました。二〇二〇年九月一日だったと思うのですが、とにかく名古屋市立博物館の玄関を振り出しに、その周辺を歩きました。当時、卒論生で近藤以久恵さんという女性がいて、彼女と二人で、とにかく、まちを歩くことにしました。この近藤さんという学生は、向陽高校の卒業生で、家が八事の近くの近くなので、瑞穂通を自転車で通っていたということで、土地勘があります。一緒に歩いて、何か探そうということになりました。

何を探して、何をみつけたかというところ、最初の日の夕刻に、この写真にある建物を見つけました。この日の午後、名古屋市立博物館の周辺を歩いて、歩き疲れて、「今日はこれでもう帰ろう、疲れた」と言っていて、帰りかけた時に見つけたのがこの建物です。よく見ると、どうも洋間が張り出しているし、後ろを見ると三戸つながつた長屋になっていて、土盛りの上に建っていて、玄関は後ろに下がっているの、前庭がある、というものです。これ、どう見ても長屋なのですが、洋館が付いて、前庭があって、盛り土と石垣があって、こんな長屋は普通にあるのかと疑問になりました。これ、落語によく出てくる八つつあん、熊さんの長屋で

はない、と気づきました。

普通、落語に出てくる江戸の長屋というのは、よく「九尺二間の棟割り長屋」と呼ばれ、とんでもなく狭いものです。狭いから、貧乏人が住んでいるということ。しかし、この写真の長屋は、どう見ても「九尺二間」ではなく、それどころか、玄関脇に応接間とおぼしき洋間が張り出し、前庭があるので、確実に広い長屋なのです。

その後、歩いてみたら、似たような長屋があちこちにありました。これは、ある長屋でお借りした図面です。外から見ていると後ろが分からないですが、中に入れてもらったらびっくり。八畳の間が二つあって。その時、この家のご主人が「古い図面があるから離れから持ってきました」と言って、奥に消えていきました。それを聞いて、「長屋に離れがあるってどういうこと」と驚きました。敷地が長いから裏庭があって、離れがあるのです。スライドに赤く書いてあるのが九尺二間の大きさです。「九尺二間」という江戸の裏長屋と比べると、この長屋はたいへん広いわけです。この長屋は戸建て住宅と変わらない大きさなのです。

歩き始めて二カ月ぐらいしたら、二階建の長屋が出てきたのです、二階建になるともう和室が五室あるの

です。それだったら戸建て住宅と変わらないことになります。これはとんでもない話ではないかということに気が付いたのです。

よく皆さんがイメージする瑞穂区周辺の住宅はスライドの左上のパターンですね。日本家屋の玄関脇に応接間が洋間で付いている。これはよくある。一方、下のパターン、長屋です。これも実は探してみたらいっぱいある。しかも、戸建住宅と混在している。裏長屋ではないのです。表通りに長屋が建っているの、これは、立地も違うということに気づきました。

それで、二〇〇三年に地元の元氣な方々と「瑞穂うるおいまちづくり会」という会をつくって、みんなでひたすら歩いて、住宅を調べてみました。そして、それらを絵にして、地図に載せてみました。掲載には、全部許可を取っています。だから、実際には、この三倍ぐらいあります。

この地図を作ってみて、気づいたことは、戸建と長屋が混在しながら、いずれも当時の日本の住宅としては、比較的広い居住面積を確保しており、住宅に付いている庭の樹木が一体となった、良い環境を作っている、ということでした。これで、「瑞穂はいいところ」というわけです。その後、改訂版を二回出して、その

間に取り壊しになった建物に丸印を付けました。よく見ると二割の建物がなくりました。これが未指定・未登録物件の保護をどうするかという話題提供として考えなきゃいけないことです。

それで、「瑞穂はいい所」といつも言っているのですが、源は何だったかということを考えてみたいと思います。建物はもちろん今は戸建住宅と長屋が混在している。その周りに植栽がある。これは個人が努力して植えた庭の木。これがつながっていると緑がある。それが地形をうまく使って存在している。地図には分からない、歩くと分かる地形の変化がある。これが「瑞穂はいい所」の源で、私はこれを「おしゃれ」だと言っています。

それで一〇年やってみたらいろいろ分かったのですが、今日は初めて新しく言うことはこれです。「無名ブランドによるおしゃれ」ということです。有名な建物はほとんどない、東山荘ぐらしかない。でも、無名な建物が集まってくると居住環境は良くて、みんな、瑞穂はいい所だと思ってくれるというわけです。無名ブランド、そういうものの集合体として良好な居住環境はできているということ。それは歴史的に形成されたものであって、私の判断で

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

は、名古屋の郊外住宅地の典型的な例を示すものとして非常に重要な判断しています。私はこれらを文化財だという判断をもちろんしているわけですが、そして、どんどんなくなっているわけです、未指定・未登録ですから。

ということ、私の話題提供、未指定・未登録の物件はどうするかという単純な話でした。以上です。

司会・西澤先生、どうもありがとうございます。続きまして、名古屋博物館の村木先生にお話をお願いいたします。村木先生は考古学がご専門で、名古屋博物館と名古屋市立大学の連携事業にずっと関わってこられた方です。

村木…それでは、よろしくお願いいたします。名古屋博物館学芸係長の村木と申します。

今、ご紹介いただきましたように、博物館の中で考古学を専門にやっております、今日、最初に基調講演をいただきました松田先生がお話されたようなことの一部を勉強しています。今日は名古屋市という枠の中でそういったパブリック・アーケオロジーの一部をどのようにやっているか。埋蔵文化財の保護の取り組



みをどのようにやっているかという話をさせていただきます。埋蔵文化財というのも、難しい用語ですが、考古学では遺跡とか遺物と呼んでいるものを、文化財保護法上では埋蔵されている文化財ということで埋蔵文化財と呼んでおりますので、今日は埋蔵文化財という用語でお話しさせていただきます。

それで、埋蔵文化財の保護についての取り組みですが、ひとつは、埋蔵文化財の保護のために直接何をしているかという話、もうひとつは、そうした保護の活動を、市民の方に理解していただくための教育普及の活動についての話です。

まず、保護に直接関わる話です。これは名古屋市だけではないんですが、一般的には埋蔵文化財の保護と申しますと、遺跡、あるいは特定の遺

物を史跡や文化財として指定して、保護するというをしています。

また、開発に伴う対応もしています。周知の埋蔵文化財が所在する範囲内で開発があった場合の対応は名古屋でもやっております。これはどういうのかと言いますと、多分、皆さんの自宅の近くでも実施されているの見たことがあると思うんですけど、名古屋市の周知の遺跡というのが公表されてまして、その遺跡の範囲内で住居など建物を造り、遺跡が壊れるときは発掘調査を行い、その記録を保存することになっています。基本的には埋蔵文化財をそのまま残していただきたいという立場なんです、どうしてもやはり建物を建てないといけませんので、そういう場合には記録を残して、記録の上で保存することになっております。名古屋市内で言いますと、例えば科学館のプラネタリウムを造るときなんか、遺跡の発掘調査をしてからプラネタリウム造るとか。あるいは金山のポストン美術館のところですね、あそこも遺跡ですので、そういった所は遺跡の調査をしてから造ると、そういった対応をしています。

二つ目の教育普及の取り組みとしては、先ほど松田先生のお話の中にもありましたけれども、文化財を保

護しましょうという言葉だけではなかなか伝わりませんので、それを实际的に推進するための活動、先ほどの松田先生のお話で言うところ、教育的アプローチといったところに対応するような事業をいくつかがやっており
ます。

今日はその二つの取り組みの話をしように思います。

名古屋市の話をするわけなんですが、実は今年の七月から九月まで、東北地方の岩手県の宮古市という所で東日本大震災の復興の発掘調査をしております。震災の復興のときでも先ほど申し上げた通り、家を建てるという時には、埋蔵文化財がある所は調査をして、その調査が済んだから家を建てましょうというようにしています。それが国の、文化庁の方針です。私は、宮古市でそういった発掘調査に携わっておりますので、まずそこで考えたことからちょっとお話ししたいと思います。それを埋蔵文化財の保護という話につなげていきたいと思えます。

まず宮古市を簡単に紹介します。これは浄土ヶ浜という有名な観光地です。写真を撮った時はとても静かな海なんです、ここも津波の被害がありました。ここで二〇メートル以上の津波が来たと言われています。

次の写真。皆さんつい先日までNHKでやっておった「あまちゃん」っていうドラマ、ご存じですかね。あの「あまちゃん」は久慈市っていう宮古よりはちょっと北の所が舞台なんですけれども、その「あまちゃん」の主人公が東京へ行くときに久慈から宮古へ向かって電車に乗っていくんですが、その乗っていく電車が三陸鉄道、ドラマの中では北鉄なんです、ドラマの中で出てきた電車と同じ電車が走っているところなんです。これは宮古から山田線で南へ行く線路。津波の土砂で埋まり、線路としては使えない状態になったままになっています。

私が携わったのは災害公営住宅とあって、今は仮設に住んでおられる被災者の方が移られる住宅の建設に先立つ発掘調査です。

6月頃、先ほどご紹介いただいたみたいに名古屋市立大学の吉田先生や阪井先生と一緒にいろいろ授業とかイベントとかをやっておったんですが、全て放り出して行ってしまいました。大変申し訳ないと思いましたが、ここで今日こういうお話をすることで許していただけるのではと思っております。

これをきっかけにいろいろ考えたことをちょっとお話しします。実は埋蔵文化財ですね、もう皆さんはテ

レビ・新聞等でご覧になったと思うんですが、復興事業にとっては迷惑だと言われているんですね。復興事業を遅らせると。建物やおうちを造りたい人の計画がどんどん後ろへずれているのは遺跡の発掘調査のせいだ、と復興と対立的に捉えられがちということなんです。一部では、埋蔵文化財の発掘調査、事前に発掘調査をしないといけないというのは規制であると言われてます。文化庁や地方公共団体の指導とか、文化財保護法による届け出というのがあって、確かに法律上の仕組みではあるんですが、それが規制と理解されて、その規制が適用されない特区を目指す、埋蔵文化財特区を目指す動きっていうのが、実は東北地方に出ています。そこで考えないといけないのは、本来、文化財を保護するっていうのは先ほどの松田先生のお話ではないんですが、行政の側としては、市民の方にも望まれていることとしてやっていると思うんですけど、実は一般の方はそうは思っていない。規制だと。何っていうんですかね、緩和されるべき規制だっていうような理解があるわけです。

もちろん特別な、今回みたいに震災があつて急いでおうちを建てなきゃいけないというのは当然、私も理解できますし、よく分かる論理で

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

はあります。ただ、それでもやはりここでそういったものを認めてしまいませんと、埋蔵文化財の保護というものが立ちゆかないのかなというふうなところもありますので、私は名古屋市という行政における立場もあって、やはり埋蔵文化財の調査を行うという意義を皆さんに理解していただくことは重要で、そのための理由付けと言いますか、理屈付けというのはいくらも考えていけないといけないのかなと思いました。

松田先生のお話ではないんですが、埋蔵文化財の保護に賛成の人ばかりではないわけですね。世の中には当然、遺跡の調査なんかいらぬよってという人がいるわけですから。そういった方とどういった関係を築いていくのかという視点が、これからは行政の人間にも当然求められるのかなと。ここでパブリック・アーケオロジー、先ほど先生のお話にあったような視点が重要になってくるのかなというふうに思った次第です。

ただ、遺跡の保護というのは、昔はよく皆さんにご理解いただいていた、皆さんに愛される埋蔵文化財であったのが、今になって嫌われてきたというわけでは必ずしもなくてですね、近藤義郎先生という先ほど先生のスライドにあった月の輪古墳の発掘調査の主導なんかをされた方な

んですが、一九六四年にこんなことを言われています。

埋蔵文化財、遺跡の保護というのは当然であって、国民はそのことを理解し自覚しなければならぬというふうな考え、前提としてそういうふうな考えというのは研究者が陥っている誤りである。歴史の資料はなぜ大切か。時代もありますのでこういった言葉遣いになるのかと思うんですが、要は国民に対して何かメリットが具体的にあるのかと。そういうところをちゃんと国民と言いますか、相手に対して説明しないと、共感どころかむしろ反感さえも生じさせかねないというようなことを、もうこの時点でおっしゃっているわけなんです。だからその間、今回のような問題が吹き出してくるまでよくまあ無事に済んできたというふうなところではあるわけなんです。

後でまたちょっと話をしますけれども、そういったときにどういった論理でやってきたのかということところが問題になるのかと思います。ちよつとその話は最後にまとめてすることにしまして、それに先立ちまして名古屋市では、じゃあそういう皆さんに理解を得るためにどういったことをやっているかというふうな、二番目の教育普及活動を簡単

に紹介させていただきます。

名古屋市で一番特徴的な教育普及活動は、見晴台遺跡の市民発掘です。見晴台遺跡といいますが、これ（スライド）、真ん中に見晴台遺跡っていうのがあります。南区の笠寺観音の所にあるんですね。この図で言うと右上の方が博物館、あるいは名古屋市立大学があるあたりで、そこから五キロぐらい南へ行った所にある遺跡であります。そこでこれ、調査が始まった時ですね、四、五〇年前の調査の様子になります。

これは市民発掘といって、そこで市民の方が実際に発掘調査に参加するわけですね。先ほどの先生のスライドにもありましたけれども、調査を見ていただくというのも当然、一つの手段としてあるわけなんです。が、名古屋市はもうちよつと市民に積極的に関わっていたかどうかということでは直接発掘調査に参加していたというんです。ただ遺跡を掘るのに参加するというのは今よくありますよね。一日だけ小学生とか中学生がやって来て、潮干狩りみたいにやって土器取って帰っていくと。まあ土器は返してきますけど。そういったのはよくやっているんですが、この特徴としては、ずっと一カ月ぐらい延々と調査をやっているという、その間に毎日市民の方が来て

参加すると。

これは何がいかってというと、一つは一月、単純に一月ありますので、市民の方と、それから学芸員といえますか調査する側が双方向的な関係を築くことができます。また先生の話を引用して恐縮ですが、教育普及活動というのはどうしても一方的で権威主義的になりがちだということはあるありますが、一月ありますとさすがに打ち解けてきますのでコミュニケーションが可能であると。それから市民の方が全過程に参加することも重要です。

考古学の発掘調査を見たことある方はご存じかと思いますが、掘り上がったところを考古学者が説明しているところを見るとですね、さも最初から全部分かって掘っているように見えると思うんですけど、実際には間違いを犯すことが多くあります。最初にこんな形の穴かなと思っただけ掘り出すと間違っていることがあります。途中で「あ、間違った」と気づくことがあります。それ、市民の方の前で分かっちゃうわけですね。私は四角い穴だと、竪穴住居だと思っただけ掘り始めたんですけど、掘っていくと「あ、丸い穴になっちゃった」ということがあります。それを見て市民の方が「間違っちゃったね」と言うわけですね。そういうところ

も、要は失敗するところも含めて、いいところだけ、結果的に分かったことだけじゃなくて、分かっていく過程まで見てもらえると。まあこれ、見せない方が良くて、最初から完璧に分かっていたらそれに越したことはないんですけど。そういった調査の過程を全部見ていただけるというところが見晴台遺跡の発掘調査のいいところかなというふうに思っています。

特徴と言いますと、今申し上げた通り、一方的な押し付けではなくて、実際の調査を経験していただくことで、自ら考える機会を与えるという場になっていくという点が挙げられます。より進んで、例えば遺跡のニュースとかが新聞に出てきたときに、どうしてそんなことが分かるんだろうと考えてもらえるよう、できるだけいろんな説明を加えながらやっていこうと思ってます。

それからもう一つ重要だと思っっているのは、楽しく進めるということ。遺跡の発掘調査というのは本来やっぱり楽しくやるべきものだと思いますので、その楽しさ、昔のことが分かっていくっていう楽しさを共有できるようにというようにイベントを心がけています。これが名古屋市の文化財保護のための教育的アプローチの一つです。これは全国

的に見ても極めて珍しい事業だと思いますので、こういった事業は今後も続けていけるといいと思っっています。

最後に今の二つの話を、まとめた話を二、三分でしたいと思います。今までですね、最初の埋蔵文化財の発掘調査を、どういう論理で皆さんに受け入れてもらってきたかという点についてです。先ほどの先生のお話にもあったように、日本は先住民という存在が本州の中ではあまりないため、自分たちの祖先が残した遺跡だということのような意識が強くて、郷土意識といえますか、ここがあなたの育った場所ですよってということから始まって、みなさんは直接遺跡を残した人とながってますよというような郷土意識に訴えて遺跡の保護というのを求めてきたっていうのがあるんだろうと思います。これは、文化庁におられた坂井秀弥先生もおっしゃっています。そういった論理が日本の場合、強く働いてきて、だから、先ほど近藤義郎先生がおっしゃったような事態にもかかわらず、まあだましましということもあってやってこれたんだろうと思います。しかし、人の移動が激しくなった現在、この論理がどのくらい通用するのは検討が必要だと思います。

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

それからもう一つ、見晴台遺跡の所で、見晴台遺跡っていうのは弥生時代の遺跡でして。どういう説明してきたかっていうと、弥生時代っていうのは農業が始まった時代で、農業っていうのは今の日本社会を築いている礎ですよ。だから今の日本の原風景が弥生時代に築かれたんですよっていうような説明して、弥生時代と現代の直接的なつながりをアピールしてきたと思うんですが。ただ、先ほどの二枚、見晴台遺跡の周辺の絵を見ていただいたと思うんですが、市街化が進んでいる現代の様子と、昭和三〇年、調査が始まった時、本当に水田ばかりでした。その絵を見比べていただくと分かるんですが、昭和三〇年代には弥生時代との連続性はリアリティがあったかもしれませんが、今の特に若い人たちに農業が始まった時との連続性っていうのを都会の真ん中で訴えてもなかなか分かってくれないというところがあるのかなと思います。

あるいはですね、古代史っていうのはなかなか今は若い子たちに人気がないのかなと思うのは、むしろ古代史よりは最近の手の届く範囲の歴史が皆さん好きですよ。近現代の方が好きなんです。どこかで読んだことがあるんですが、歴史っていうのはやっぱり人間の過去を見て未来を考える上で重要な、けど、その中でも近現代は直接関係あるから重要だけど古代史はそうでもない、みたいなことが書いてあるのを見た覚えがあります。

こうした現在の状況を考えますと、古代の遺跡の保護を訴える時に、今まで訴えてきた論理、過去との連続性といった論理ではなかなか説得力がないのかなと感じます。だから、そういった説得力のなさが原因で、例えば埋蔵文化財の保護と言って遺跡の調査をしましょうと言っても、それは規制に過ぎないんじゃないかという意見が出てくるんじゃないかになっていうようなところを今は考えています。

じゃあ、それに対して、ここからが今日のテーマである新しい時代にふさわしい保護のあり方というところになるんですが、どうしたらよいのでしょうか。新しい論理を考えてそれだけで説得できるかっていうと、私は、ちょっとそれはもう現実的に無理なのかなと思います。新しい論理を考え出すというよりは、もうちょっと実態のレベルで、例えば具体的にみんなが参加するとか、あるいは体験をするといった、本当に日々のレベルでの実践を通じて、頭で分かるというよりは体で分かっているというように考えて行くのが良いのではないかと思います。ですから、名古屋市の私の関わる事業としては、そういう方向を目指してやっているとこのわけです。そういう点で見晴台遺跡における市民発掘はとても大きな意義を持っていると考えています。

実は今年もありましたが、名古屋市立大学の阪井先生と一緒に、博物館で夏祭りというのをやっています。そこでは弥生時代とかですね、博物館の展示の中で学生さんがコントとか寸劇をするんですけど、考古学研究者としてはそれはちょっとやめてほしいなというようなこともあります。ただ、そういった新しい見せ方というかですね、新しい面白い方を市民の方に見ていただくという意味では、私はやめてほしいなと思っても市民の方にとってそれがいい経験になり、楽しみながら学ぶ良いきっかけになるならばやったほうがよいだろうというところで、学生の自主性に任せてですね、学生さんが自由にやっていくということころを今は進めているところでございます。

名古屋市の今と言いますか、私の今、携わっている部門に関連しまして、文化財保護のこれまでの取り組みと、それから今後に向けてのお話を、まとまりのない話でしたけれど

もさせていただきました。ありがとうございます。ありがとうございました。

司会・村木先生、どうもありがとうございます。ありがとうございました。では、続いて吉田先生にお願いをしたいと思います。吉田先生は歴史学がご専門の本学の先生です。特に古代史、それから仏教史にお詳しい先生です。では、よろしくお願いたします。

吉田…吉田でございます。簡単に自己紹介いたします。私は日本の歴史が専門でありまして、古代史——考古学の先生方と少し言葉の用法が違うのかもしれないが、私も日本史の方で古代史というと飛鳥・奈良・平安時代を指します——、それから仏教史に興味を持っておりまして、これまで研究してまいりました。

大学では古代史や仏教史のゼミを担当しています。最近ではESDといたしまして、持続可能な開発のための教育や、地域連携教育について考えておりまして、そういう中で名古屋博物館との連携を強化していきたいと考え、連携活動にも力を入れております。

今日は「歴史文化遺産の価値」というテーマでお話をしていきたいと思えます。日本史を専門にしておりますと、文化財、特に重要文化財で

あるとか国宝という言葉と長く付き合ってきましたが、ここ十数年、この「国宝」「重要文化財」という言葉にだんだん違和感を覚えるようになりまして。今日のシンポジウムの前に、村木先生から松田先生が『考古学研究』の一番新しい号にお書きになった「パブリック・アーケオロジ」の観点から見た考古学、文化財、文化遺産（『考古学研究』六〇—二、二〇一三年）というご論文があるのを教えていただき、コピーを頂戴して読みました。そこに、先ほどお話しされたような「文化財」と「文化遺産」は違うというお話が書かれており、非常に勇気づけられました。

（遼）の仏教をたずねて』『人間文化研究所年報』八、二〇一三年）。また、本学では、「名古屋と観光」というオムニバスの講義をやっておりますが、そこでも「歴史文化遺産」という言葉を使ってテキストを作りました（山田明・吉田一彦編『名古屋の観光力』風媒社、二〇一三年）。私は「文化遺産」にはいくつかの低位概念があつて、私が専門とします歴史の立場からの文化遺産が「歴史文化遺産」にあたるかと考えています。この「歴史文化遺産」という言葉で我々の身近にあるものを考えていきたいと思えます。そのときに「国宝」とか「史跡」という考え方を少し批判的に見ながら、歴史学の立場からすれば反省的に考えながら、進んでいくべきではないだろうかと考えております。

今日は、最初は、松田先生のご講演に対してその場でコメントを述べようと考えていましたが、日頃考えていることを何か話題提供として出した方がいいとも考えまして少し準備をしてきました。今日のご講演に対する直接的なコメントに代えまして、準備してきたこと——それが多分コメントになると思いますが——を述べたいと思えます。三点あります。それが私からシンポジウムへの話題提供ということになります。



「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

一つは、「文化財保護」という概念の歴史と背景をきちんと考えるべきだということであります。

それから私が日頃、研究課題として取り扱っている飛鳥・奈良時代の歴史を考える上で重要になる書物に『日本書紀』があります。この『日本書紀』と遺跡との関係で、いろいろと思い悩むことが多くあります。この話を二番目にします。

さらに、日本のさまざまな歴史文化遺産の修復、復元と、韓国や中国などの修復、復元——最近、私はいろいろ見学に行かせていただく機会が多いのですが——そこでの修復、復元の考え方にはいろいろな差異があります。その差異の中にももしかしたら一つの考える方向性、あるいはヒントがあるのかもしれない。それを三番目に取り上げます。

まず文化財保護の歴史の話からいたします。ご専門の方はよくご存じのことと思いますが、これについてはすでにすぐれた研究があります（高木博志『近代天皇制と古都』岩波書店、二〇〇六年、鈴木良「文化財の誕生」『歴史評論』五五五、一九九六年、同「近代日本文化財問題の課題について」『歴史評論』五七三、一九九八年、など）。それらを参照しますと、明治維新が起り、廃仏毀釈が行われ、仏教や寺院関係のものに対する

廃仏行為が行われました。このままではお寺の貴重な遺産が失われてしまうということ、一八七一年、古器旧物保存方が太政官布告第二五一号として出されますが、これがおそらく今日につながる文化財保護法の一つ最初のものにあたるのだろうと言われています。やがて、一八九七年に古社寺保存法という法律ができます。これが直接的には今日の文化財保護法の原形になる法律であります。

ここで考えなければいけないのが、明治国家とはどういう国家であったかということであり、明治維新が行われ、新たに欧米列強の仲間入りをするという時に、欧米の素晴らしい歴史文化遺産に対抗して、日本にもこんな立派で素晴らしい宝物がありますよということ、主張したい。その中心に立ったのが岡倉天心（岡倉覚三、一八六三～一九一三）という人物でした。そうした潮流の中で古社寺保存法ができました。

歴史学の方は、明治に新しい歴史学が始まって、重野安繹（一八二七～一九一〇）、久米邦武（一八三九～一九三二）というような人物が現れて、「これは歴史的事実だが、こちらは歴史的事実でない」という新しい学説を述べました。江戸時代まで

は講釈とか太平記語りなどの世界があり、歴史と文学とがごちゃごちゃになっていました。今のNHKの大河ドラマもその伝統を引いています。ドラマと歴史とが融合している時代の中で、重野や久米は「こちらは作り話であるが、こちらは歴史的事実である」という研究を開始しました。しかし、こうした新しい歴史学に対しては、そうした学問はなほ危険だ。武蔵坊弁慶は架空の人物だと言われると困る。あるいは日蓮聖人辰口の御難は歴史的事実ではないと言われると許せない。というような反発が生まれました。そういう中で、久米が「神道ハ祭天ノ古俗」、『史学会雑誌』掲載、『史海』転載、一八九一～一八九二年」という論文を書きまして、これが神道家たちの強い反発を受けまして、久米邦武が東京帝国大学を追われるという、久米事件が起りました。

そうした動乱の中で歴史学は少しずつ立場を変えまして、どうも何が事実で何が事実でないかという近代的・合理的思想に立って物を言うよりは、やはり国民のアイデンティティ、あるいは明治国家の理念を支え、あるいは補完する学問であるべきだという立場が出てきました。これが岡倉たちの美術史の誇るべき文化遺産を認定していくという立場と

連動いたしまして、古社寺保存法ができました。こうして「国宝」「特別保護建造物」といったものが認定されていくということになりました。

その後、この法律は少しずつ変わっていきまして、一九一九年の史跡名勝天然記念物保存法、あるいは一九二九年の国宝保存法、一九三三年の重要美術品等ノ保存ニ関スル法律といったようなものを経まして、戦後の一九五〇年に文化財保護法として今日の基になる法律ができました。文化財保護法は、その後、改訂を繰り返して今の姿になりますが、その原形はこの一九五〇年の法律にあります。

その第三条に、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり（後略）」とあります。ここに根本の考え方の一つがよく出ています。歴史、文化の「正しい理解」というのを国家が言うときはなかなかややこしい話になります。この法はこの「正しい理解」のために重要になるものを政府および地方公共団体が指定するという立場でできております。また、第二十七条には「文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる」とあります。それを指定するのは、決し

て阪神タイガースのファンでも、たこ焼きのファンでもなく、文部科学大臣であるとされています。文部科学大臣は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができます。

ただ、大臣は専門家ではありません。そこで学者が出てまいります。考古学者、歴史学者、建築史学者、美術史学者、民俗学者などが出てまいります。これは重要だ、これは重要でないという鑑定作業を行い、審議会による審査を行います。それは最初の古社寺保存法の用語で言う「監査」ということで、その最初の監査にあたった岡倉天心らの記録が今日なお残っております。

私自身は、国家が重要だと考えるものを文化財に指定していくというのは、あの時代には必要だったのだろうけれども、もう二一世紀になったのだから、明治国家的な発想からそろそろ卒業してもいいのではないかと考えています。古代史のブームが去ったというのも、それとぎっと深い関連があるように思います。私は日本古代史が専攻で、私が大学の史学科に入学した頃は古代史は花形学問でした。井上光貞先生、岸俊男先生などが華々しく活動されている時代でした。

実は、明治の古社寺保存法の時代

においても古代が重要で、一番重要なものは法隆寺の品々でした。岡倉天心の評価がそうでした。フェノロサや岡倉天心がそうだったように、法隆寺が重要だ、東大寺が重要だ、薬師寺が重要だとされました。だから、お寺や神社の歴史文化遺産に指定が偏ってしまいましたが、飛鳥、奈良、平安時代のものに偏った指定が行われていました（高木博志前掲書）。

それには理由があります。明治国家は版籍奉還、廃藩置県、王政復古ということをやりました。王政復古とは何か。武家政権の時代を脱却して天皇中心の政治を行う。では、天皇中心の政治というのは何なのかというところ、かつて奈良時代にあった政治の姿がそれであると。本当に奈良時代が天皇中心の政治が行なわれた時代だったかどうかは、奈良時代を研究していますといういろいろな疑問がでてきますが、しかし明治国家はそう考えました。ですから、王政復古といえは飛鳥・奈良・平安時代が重要だとされました。

版籍奉還、廃藩置県といえは何が重要か。大化の改新が重要だとされました。豪族たちの私地私有民を廃止して「公地公民」にした。これは明治国家がやっていることと同じではないか。こうして明治国家にとつては、七世紀、八世紀というのは、

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

とても素晴らしい、自分たちが理想とする、つまり復古すべき王政の基である」と評価されました。そして、その時代に作られた素晴らしい文物はアジアを代表する素晴らしいものであり、世界に誇るべきものだといふ評価がなされていきました。

しかし、今日から見ますと、本当に飛鳥・奈良・平安時代が日本の「古代」だったのかどうかはまだよくわかりません。かつての国家や学者にとってはそうだったかもしれないけれども、今の時代から見れば、飛鳥・奈良時代が「古代」かどうかはわかりませんし、平安時代に至っては中期以降は「中世」だと言われる学者の方が多い。あるいは奈良時代ももう「中世」でよいのかもしれないと私自身は考えております。

そう考えますと、かつてと同じような感覚で文化財を認定、鑑定、指定していくことが妥当なのかどうか、再考がせまられます。国家の理念によって何が重要で何が歴史や文化の正しい理解かを決めていくということからそろそろ脱却してもよいのではないのでしょうか。

そこで、二番目の話題になります。『日本書紀』という書物があります。私の愛読書の一つで、なぜ愛読しているかというと、何度読んでもよくわからない。仕方ないので繰

り返し読んでしまうということ、別にこの本が好きなのわけではないです。

この本に書いてあることには歴史的事実でないことが多くありますが、その一方、どこか歴史的事実を伝えることも書いてあって、どこまでが歴史的事実でどこからが歴史的事実でないかはまだよくわかっていません。これを研究した二〇世紀を代表する歴史学者に津田左右吉（一八七三〜一九六一）がおります。戦前、津田左右吉は『日本書紀』に書いてある記述のうち、これこれの部分は歴史的事実ではないということとを言いました。やがて津田の研究は批判を受け、本は発売禁止になり、早稲田大学教授の地位を追われ、最後は司法に問われて出版法違反という形で有罪判決を受けました（禁錮三カ月、執行猶予二年）。津田左右吉事件です。

今日はそういう時代ではなく、学問の自由の時代ですから、自由に『日本書紀』を研究すればよろしいのですけれども、『日本書紀』の影響力は今日なおとても大きく、その呪縛はいまだに我々の内面を拘束しております。

推古天皇がおり、聖徳太子が活躍し、大化の改新があり、律令の時代になる、というのは我々の中で日本

の歴史の常識になっていますが、それは『日本書紀』の記述を現代語訳した歴史です。では、それが本当なのかどうかとなると、いろいろな議論があります。そうしたことを正面から議論し、検証することはあるいは好ましくない学問なのかもしれませんが、私には重要な論点であると思われまます。『日本書紀』に書かれている時代のことは、他に同時代の史料がほとんどないものですから、『日本書紀』の記述の信憑性を解明しようとしても、手掛かりが少なくて困ります。そこで、歴史学は考古学の研究成果を参照して『日本書紀』の史料批判に役立てたいと考えました。けれども、全てではないのですが、考古学ではしばしば発掘して出てきた遺跡・遺物について、これは『日本書紀』の何々にあたる、あるいは『日本書紀』の何々と関係が深い、といったような推測を提起します。『日本書紀』を前提にして、遺跡を『日本書紀』に関連づけて説明しようとするのです。

つまり、出土した遺跡・遺物から『日本書紀』を史料批判するのではなく、むしろその遺跡を『日本書紀』と結び付けることによって権威化する。こういったことがありまして、それがその遺跡の発掘予算の確保や、史跡認定に連関するという場合

もあります。私としましては、もつと『日本書紀』を批判的に扱ってほしいと考えます。

最後に話題提供の三番目といたしまして、修復・復元の考え方について、今日は建築史の西澤先生もいらっしやいますのでいろいろ教えていただきたいと考え、発言いたします。修復、復元で問題になるのは、土器であるとか、絵画であるとかの場合もありますが、やはり一番大きな問題になるのは建造物の復元です。考え方として、再現的な復元と、新しい要素を入れた復元、修復とがあります。

このスライドは名古屋城の本丸御殿で、復元作業が進みまして、今年の五月に部分的に公開されるようになります。「名古屋と観光」の授業でもこの本丸御殿の話をよくします。戦前は国宝に指定されておりましたが、第二次世界大戦の名古屋空襲で焼失しました。本丸御殿を復元するに際しては、発掘調査をして位置を確定し、また戦前、名古屋工業学校（現名古屋工業大学）が調査、作成しました詳細な実測図があります。写真資料がたくさんあります。これらによって、焼ける前の状態にかなり近い再現的な復元ができます。それがこの復元の大きな特色です。ですから、戦前の本丸御殿

を知っている人から見ても、その時と近い形の復元がなされているのだろうと思われれます。

これに対して、こちらのスライドは、先ほどの松田先生のご講演でも出てまいりました平城宮跡に建ちました大極殿の復元です。七一〇年に平城京遷都がなされましたから、二〇一〇年は遷都一三〇〇周年にあたるということで、復元がなされました。大極殿は、平城宮の一番中心になる建物です。

しかし、この大極殿は誰も見たことがないですし、写真も残っていません。発掘により、柱の穴や、あるいは出土遺物が出てまいりましたから、その遺物とそっくりのレプリカを作って復元の建物に用いることはできます。しかしですね、地上の建造物はほとんどが想像です。全部想像で根拠がないとまでは言えませんが、これまでの学問の蓄積の成果が活かされています。しかし、本当に建物がこうした形をしていたのかどうかは不明の部分が多い。薬師寺東塔であるとか法隆寺金堂などの同時代の建物などを参照して復元がなされましたが、こうした創造をまじえた復元の意味についてはなお考える必要があると思います。

ただ、先ほど松田先生のおっしゃった多義的・批判的復元という

観点に立てば、ある程度の信憑性のある復元を行うことで折り合いを付けるというのが重要になるのかもかもしれません。

最後にこのスライドですが、これは中国の法門寺という西安の郊外、陝西省の宝鸡市扶風県にある寺院です。見学に行ったことがあります。立派な塔（真身宝塔）があります。実は、この塔はもう一つのこちらの写真のようにかつてはぼろぼろに崩れていて倒壊寸前の状態でした。それを修復しまして、今のこちらの写真で見えるような立派な塔に修復いたしました。では、一体これはどの時代のものに戻して修復してあるのか。あるいは、どの程度想像をまじえて修復することが許されるのか、ということについては私は考え込んでしまいます。そうした学問的な立場と、例えばまちおこしであるとか、観光であるとか、お寺の活性化であるとか、そういったことをどのよう複合的に視野に入れて修復、復元していくのが妥当なあり方なのかということ、最近しばしば考えております。

以上、三点の話題提供をさせていただきますました。また後ほどのシンポジウムで議論させていただければと思います。以上であります。

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

司会…吉田先生、どうもありがとうございます。では、これから松田先生とパネリストの先生方それぞれに壇上に登っていただきまして、ディスカッションを始めていきたいと思えます。

では、最初に松田先生の方から、パネリストの方々のプレゼンテーションに対してコメントと質問をいただければと思います。よろしくお願いたします。

松田…三人の先生方、ありがとうございます。いづれのお話にもたくさん考えさせられるところがありましたので、それを時間内でコメントさせていただきたいと思えます。

まず西澤先生のご発表ですが、非常に勉強になりました。パブリック・アーケオロジーをやっておりますと、都市計画や町づくりに携わっている方にたまに指摘されることがあります。パブリック・アーケオロジーの中では、考古学の専門家以外の人々の声や意見をもっと取り入れなければならぬというようなことが主張されるのですが、そういうことは、町並み保存の中ではもうずっと前からやられてきたことである、という指摘です。たしかにその通りだと思います。考古遺跡ではこれまで考古学者が比較的独占的に活動し



てこれたので、そこに考古学の専門家以外の人の声を取り入れましよう、という考え方は新しく聞こえるかもしれません。しかし、町には常に人が住んでいるわけですから、町並みの保存は必然的に専門家以外のさまざまな人々の声を取り入れる必要があります。その意味では、パブリック・アーケオロジーは都市計画や町づくりの考え方を遅まきながら取り入れようとしている、と言えるのかもしれません。ご発表を聞いていて、そのことを感じました。

もう一点、西澤先生がおっしゃった文化財保護法の中の文化財の取り扱いですが、先生がおっしゃいましたように、文化財保護法の中では文化財が何かということが明確に定義されています。そして、保護を受けるのは指定を受けた文化財のみです。逆に言いますと、指定を受けていない文化財も存在していて、これらには保護の網はかかりません。未指定の文化財は保護対象外ということですから、その点を文化財保護法は明確に示しているのですが、意外と忘れられがちです。で、私自身もよく思いつき出さねばならない、と再確認できました。ありがとうございます。

最後のコメントは質問につなげさせて頂きたいと思うのですが、先生のご発表の中で、瑞穂の良い所を調

べるというお話がありました。それを興味深く思いました。とりわけ、その方法論の話が面白いと思えました。瑞穂の良い所を見つけ出す方法論は、とにかく歩く。そして、歩いて得られた情報を地図上にマップングしていく、というものでした。この方法論というのは、都市計画の中ではある程度確立されたものなのでしょうか。あるいは西澤先生が独自で考えられ、これから普及させていきたいとお考えになつていらつしやるのでしょうか。そこをぜひお伺いしたいと思えます。というのは、その方法論は、おそらく他の地区や場所でも適用できるのではないかと思つたからです。それを一般化された方法論にすることによって、他の場所でも適用できれば、素敵なことだと思われましたので、ぜひお伺いしたいと思えます。

続きまして、村木先生のご発表ですが、村木先生ご自身がおっしゃっていたように、テーマが考古学ということで、私の関心とも非常に近いものでした。したがいまして、お話をじっくりとお聞きすることができました。まず、近藤義郎先生が既に一九六〇年代の段階で、考古学者は傲慢になるなというようなことをおっしゃっていたというのが、非常に興味深かったです。

次にお話を伺いして思つたのは、見晴台における取り組みは、おそらく世界的に見てもかなり進んだ事例だということです。市民の方々に発掘をしてもらう、しかも発掘調査のすべてのプロセスを体験してもらう、と村木先生はさりととおっしゃいましたが、世界的に見てもそうした事例はそうたくさんあるわけではありません。ですので、見晴台における取り組みのような事例は、日本の外に発信していくことによつて、世界からも注目してもらえるのではと思いました。

私の発表でも少し触れました、保渡田古墳群における取り組みもありますし、日本全国を見ますと世界的に見ても優れたパブリック・アーケオロジの取り組みがたくさんあると思えます。それらは実はかなり普通のことのように行われていますが、国外で話しますと結構びっくりされます。ですので、優れた取り組みに関する情報は、海外に向けて発信することによって、海外から日本に勉強に来てもらえる、そのような機会をつくれるのではないか、と思つております。

行政が何か新しい取り組みをやるときに、海外に参考事例を見に行くことがよくあります。文化に関する取り組みの場合、日本からよく視察

に行く対象国はアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどでしょうか。そうした国に行つて、海外ではこうなつていますが、と情報を集めて帰つてくるのが行政ではよくあります。これはこれで良い事だと思いますが、これからは、逆方向の視察もぜひとも生み出していくべきだと考えています。日本発で、海外の人が日本に来て、「見晴台ではこんなことをやっている」と情報を集めて本国に持ち帰つて、その国の行政の発展に資する、そのような事例を増やしていくべきかと思えます。そしてパブリック・アーケオロジの分野では、見晴台での取り組みは海外の関係者の関心を十分に引くものだと思います。

先生がおっしゃつた話の中で、地域史あるいは古代史がかつてもつていた説得力が減りつつあるというお話が面白かったです。では、その地域史あるいは古代史に代わる材料があるのか。先生は身体化、要するにとにかく作業に参加していただいで、頭で考える前に体で覚えて地元で日常、日々のレベルでこういうことがあつたというのを体験してもらう、とおっしゃいました。これはユニークな発想だと思えました。

それに関して私が思いましたことは、地域史あるいは古代史への人々

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

の関心はたしかにかつてに比べると減っているかもしれませんが。今はグローバル化の社会ですから、人々もどんどん動いていきます。我々の先祖、私たちの家の先祖がかつてここに住んでいたから、私はこの遺跡に感情移入します、というような事例は減っているのかもしれませんが。一方で、地元に対する興味っていうのはどうなのでしょう。仮に自分自身の先祖が直接その場所に住んでいなかったとしても、地元に関する関心は喚起できるのではないかと思いました。

私は今、ノリッチという私の先祖とはおそらく縁もゆかりもない所に住んでいるのですが、ここに二年ぐらい住んでおりますと、何となく、この街にかつてどういう人々がいて、どういう社会生活を営んでいたのか、と興味が出てきます。です、ある場所に数年ぐらいいると、どんな人でもその場所の歴史に少しばかりは興味が出てくるのではないかと思います。そういった「ローカルな歴史」に対しての関心をうまく喚起する方法があるのだろうか、あるとしたら、ぜひともぜひ開拓したいなと思いました。

最後は、吉田先生のお話に関しましてです。日本の文化財保護法は一九五〇年に制定されるのですが、

それ以前の法律をたどり、現在の文化財保護の枠組みが明治時代から次第に確立されていったというプロセスを明確にご説明された点が非常に面白いと感じました。

国レベルでの文化財あるいは文化遺産といわれているものの法的な保護の体制は、ヨーロッパやアメリカを見ても、だいたい一九世紀後半に整えられています。日本はイギリスやフランスに比べると十年、二〇年遅れるのですが、急速に西洋化と近代化を進めようとする試みの中で、イギリス、フランス、ドイツの文化財保護のモデルを急速に取り入れ、国家主導で、国家のアイデンティティにとって重要なものを指定し、保護していくというプロセスを経ました。ヨーロッパやアメリカ同様、国家のナショナルリズムに訴えかけるような形で文化財保護の体制が整えられていったと言えるのではないかと思います。

国あるいは公的な権力に頼らないで文化財保護をすることが可能なのか、と私はよく考えます。お上の權威なしの文化財保護はどれほどできるのか、というものです。国が決めたことに国民が一〇〇%「そうだ！」と納得することはおそらくないとは思いますが、それでも文化財保護にはある程度は国の首頭取りが必要

で、実際そうした建前で現行の文化財保護の枠組みは存在し、機能しているのではないかと思います。もし国以外の枠組みに頼らずに文化財保護を行おうとしたら、それはどこまで可能かというのを、ぜひ吉田先生にお伺いしたいと思います。

イギリスの事例を一つだけ言いますと、ナショナル・トラストという団体が一九五五年に設立されます。これは国家とは関係ないところで、市民主導で「下から」出てきた運動で、人々が自分たちのお金を寄付して、歴史的な場所の土地や建物を買って、歴史的な場所の土地や建物を買って保護していきましようというものです。これは国家の枠組みに頼らない文化財保護の例として参考になるかと思うのですが、そもそもイギリス国民は市民意識が強く、そうした土壌の中でナショナル・トラスト運動が二〇〇年以上の歴史を持つてきた経緯があります。

日本では、同じような下からの文化財保護ができるのでしょうか。日本人はお上意識が強い、とよく言われますが、もしも国のアイデンティティあるいは国民のアイデンティティに頼らないかたちで文化財保護をしようとしたら、それはどういったかたちを取るのでしょうか。非常に難しい質問だと思いますがもしも何かアイデア等がありましたら、ぜひ

ひお伺いしたいところです。

西澤…方法論の話だけ答えます。他の問題は、また議論がきつとあると思いますので、その時に。

いいところを見つけていうのは、要するに褒めるということですよ。人間、他人の悪いところは気が付くんだけど、良いところはなかなか気づかない。それは、教育として間違っているとは考えていません。私は、教員ですから、やはり、いいところは褒めないといけない、と考えていました。例えば今日、日本シリーズがどうなったか分かりませんが、楽天があることで強くなったのは、前の監督だった野村さんが選手のいいところを褒めたわけですよ。どうしようもない選手、はつきり言っておリックスを捨てられた選手しかなかった楽天を強くするには褒めるしかなかったと思います。一方、今年凋落したドラゴンズは、高木さんが、多分あんまり褒めずに新聞記者にも愚痴を言うから、選手もやる気なくしたとしか見えません。やっぱり褒めないといけないのです。

建築は、人間が造るものですから、一〇〇%いい物はないので、必ず文句が出ます。その中でやっぱりいいところを褒めるというのは非常に大事なことです。建築は一〇〇%完璧

な物は造れないので、では、どこがいいのかと考える必要があります。そこに満足してみんな使うということが大事です。

その大原則をもって、街を歩き始めたわけですよ。ところで、街を歩いて全てのものを見る、というやり方は別に昔から確立されていたわけではなくて、大体一九六〇年代に、高度成長期になった時に明治時代の洋風建築があちこちで壊されるようになって、それをリスト化しようっていうところから始まりました。でも、その時は全てを見るといふよりは、有名なものをとにかくピックアップしていく。それで、その数を増やしていくという方法でした。

結局、それが七〇年代の後半に本当に全てを見ようということを試みた人たちが出てきます。そして、日本建築学会の中に委員会ができて、『日本近代建築総覧』というリスト、一万二千棟ほどの建物を収録したり、ストが公表されたわけです。まちを歩くというのは、そこから始まったのです。

それから、もうひとつ。全てを見るという方法は、それまでの方法だったいわゆる「一点名物主義」からの脱却でした。かつては、有名な建物だけを評価していたものでした。その結果、無名な建物は、次々と姿を

消してきました。そこで、街を歩くなら、今あるもの、すべて見ましよう、と考えるようになりました。『日本近代建築総覧』は、まさにその典型です。「一点名物主義」から「総覧主義」への転換です。

もう一つは、このような方法を取って、「瑞穂うるおいまちづくり会」の方々と一緒に歩くようになって、私は、たいへんいい勉強になったことです。今日、「瑞穂うるおいまちづくり会」の何人かの方が来ておられますが、このグループの方々と歩き始めた時に、「ああ、自分はやっぱり所詮学者だった」と気づきました。これは、自己批判です。何かというと、学問として歴史をやっていると、物事の起源、スタートを探します。どこから始まったのか、と考えます。瑞穂でいえば、住宅地の起源は何時か、と考え、その時の状況を復元しようと考えます。ところが、この地域に住んでいる皆さんは、この街に住んでいるから、今の街は何でこうなっているのか、と考えています。今の前の状態はどうだろうか、と、現在を起点に徐々にさかのぼっていくという考え方です。

歴史家はやはり、何かどこかのスタートを見たいのです。スタートをさがして私は、今を起点とする見方を経験し、学問のやり方としてたい

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

へん勉強になりました。

ですから、二〇〇三年から街のみなさんと一緒に歩き始めて、僕の質問のやり方は、今は両方とりましますね。みなさんと歩いて、僕が一番勉強したことはそこですね。今のことを考えるために、時代を徐々にさかのぼってみようというものです。今、いい所と言われていたのなら、いつから、いい所になったのか、と考えてみました。

今では、両方の方法をとっています。

村木…松田先生、コメントありがとうございます。私に対する質問としては地域史に対する興味というところだと思んですが、私が今日の話の中でしたのは、自分と直接関わる先祖の歴史としての地域史はおそらく成り立たないだろうと思えます。しかし、やはり地域史に関する興味はありまして、そのためにどういうことを考えていこうと思ってるかと言いますと、やっぱり遺跡だけではなくなかなか地域史になりませんので、遺跡と併せてその周りにあるその他の文化財ですとか、それこそ建造物もそうですし、自然のものもありますよね。そういったものを含めてトータルな形で学ぶ場を提供して、そういったものの中の一部とし

ての遺跡っていうのをお示しするというか、一緒に考えていくっていうのが、地域史としては有効であるというふうに思っております。自分との連続性だけではなく、もう少し広がりのある地域の歴史を学ぶ機会を提供する、そういったところを、私は名古屋市の行政の中におりますので、名古屋市中ではそういうふうに進めていけるといいなと思っております。

吉田…ありがとうございます。大変難しいご質問をいただきました。国以外の枠組みで文化財保護はできるのかという問いであります。多分、それは国家それぞれによって事情が違うのだらうなと思うところがあります。ご質問いただきましたようにイギリスではナショナル・トラストのようなものがある。

中国に行きますと大きな博物館、博物院がこちらに建設されています。その入口にはしばしば、国家主席の江沢民さんが博物館名を書かれた立派な題額がダーンとあります。これは世界で最古の〇〇の遺跡のための博物館で、ヨーロッパよりも古い貴重な遺跡であるなどあるのを拝見しますと、なかなか中国の場合は国家の枠組みを脱却したところで文化財保護が可能かというところ

そんなに簡単なことではないだろうなと感じます。

では、翻って日本の場合はどうだろうか考えた場合、いきなり国家の枠組みかどうかというような問題設定にするのではなく、現在の制度の中で少しずつ考え方を変えていくのが一番現実的だろうと思います。その際、やはり我々が思い出すべきは古社寺保存法の時の文化財の指定が、お寺や神社の持っているものに偏り、また、いわゆる古代史に偏っていたという、そういうところを脱却して、西澤先生のご議論と多分重なるところがあるのだらうと思えますが、お寺や神社と関係ないもの、あるいは近代のもの、現代のもの、あるいは近世、江戸時代のものをもっときちんと評価していくというようなことが、結局のところは明治や大正の国家が考えた価値観とは別のところから歴史文化遺産を評価していくことにつながっていくのではないだろうかと思っております。

司会…ありがとうございます。今のパネリストの方々のお答えに対して松田先生、何かさらにコメントがあればありましたらどうぞ。

松田…いえ、今は大丈夫です。

司会…では、まだこれまでの議論に出ないことで、何かこの先生にこういうことを伺いたいということがあれば、ご自由に質問して下さい。

西澤…多分出るだろうなと思っていました「国が関わらない文化財保護」のことを考えてみましょう。要するに国が関わらない文化財保護は、どのような方がいいのか、という問題です。二つあります。一つは、行政が正直にできないものではないといつて、白旗上げたらいいと思います。市役所も県庁もね。文化庁も。ところが、それを既得権益と考えて、何か発言しようとすること自体が間違っていると思います。

一方で、やる気のある人が世の中には、多々います。例えば、今日はね、これ五〇〇人収容の講堂なので、来場者の方が少なく見えます。でも、このテーマでこんなに人がいるなら大成功だと私は思います。要するに文化財でこれだけ人が集まるって大変なことだと思います。

私の経験から言いますと、建造物は壊されます。そこが、美術品と違うところです。美術品なら、収蔵庫があれば、何とか収まる、すなわち保護できるのです。建物の場合、そうはできませんので、壊されてしまいます。そこで、壊されないために

どうするのか、結局、市民運動が重要になります。本当に今はあちこちで一番先頭に立って運動するのは、団塊世代のちょっと余裕のあるおじちゃん、おばちゃんたちです。すぐ役所に押しかけるわ、何かデモはするわ、座り込むわ、まあ見事ですよね。中には、学園紛争を失敗したから、ここで憂さを晴らそうかみたいなの人もいます。

そういう方々は、意識が高いので、うまくすれば、本当に建物の保存が出来てしまいます。私は、よくあちこちで言っているのです。お金がいるなら、集めましょう。「一人一口一万円、一万人で一億円」という標語です。まだ、うまくできたことは無いのですが、それを愛知県西尾市で起きていたある建物の保存再生のことで言ったら、「じゃあ分かった。先生、西尾だとちよつと一万円は無理だけど、一人一口三千円で集めたる」と言って、元教育長をされた七十歳のおじいちゃんが先頭に立って「ふるさと市民塾」という組織を立ち上げました。会費を払ってくればニューズレターと建物の見学会や講演会をしますという内容でした。そういうことが地方都市で起きています。今は東京だと、何か壊れるということに敏感に反応する人もいて、建物の前に飛んでくる人がいま

す。そういう時代なので、何かうまくコーディネートできると、パワーはいっぱいあるので、市民による保存は夢ではありません。この名古屋で、「文化財」というテーマで、これだけ人が集まったら大したものだと、私は思います。

司会…他の先生方はいかがでしょうか？ よろしいでしょうか。では、松田先生、休憩時間の間にフロアから寄せられた質問に、お答え願えますでしょうか。

松田…はい。質問ありがとうございます。何点かありますのでお答えしていきたいと思えます。

一つ目は、「文化財保護と都市開発との衝突があった場合、どのような解決をしていくべきかなどを考えていたのですが、そのような観点で世界中のいろいろな所で事例があるように思います。代表的事例についてどのように決着したのか、その決着に至った重要なファクターは何であったかなどを教えてください」という質問です。

私の印象では、都市開発と文化財保護がぶつかった場合—この場合、文化財保護というのは指定・保護の対象となっていない文化財の保護を指すと解釈します。と言いますの

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

も、指定のかかっている文化財は国が必然的に守ってくれますので—未指定の文化財の保護が都市開発とぶつかった場合、ほとんどの場合は開発が勝つ、というのが私の印象です。この点につきましては、西澤先生のご意見を聞いた方がよいかもかもしれません。

ほとんどの場合は開発が勝つというのは、開発は分かりやすく経済成長をもたらすから、ということになると思います。ただ、ほとんどの場合は開発の論理に負けてしまう文化財保護であるがゆえに、珍しく勝った事例は注目を浴びて有名になります。そのような文化財保護の論理が勝った事例を世界各地で見えますと、多くの場合は何らかの形で国民のアイデンティティを喚起できた場合なのでないかと思えます。国民のアイデンティティに深く関連のある場所・遺跡であるから守りましょう、というストーリーづくりで成功した場合、開発が負けることがあると思います。

もちろん、そうではない事例で、移築というかたちで遺跡や歴史的建造物が元の場所とは違ふところで保存されることがあります。しかし、これも全体で見ると少数例だと思います。

日本で文化財保護が開発の論理に

勝った例として、私の頭にぱっとよぎりますのは、平城宮や難波宮です。これらの場合も、国民のアイデンティティに訴えかける要素が少なからずあったような気がいたします。

難波宮の保存においては、考古学の専門家が遺跡の保存運動を一生懸命やり、それがやはり国民のアイデンティティ意識をうまく刺激したような気がします。

とは言え、文化財保護と都市開発の利害がぶつかったときには、やはりほとんどの場合は開発の論理が勝つと思います。もし先生方の中で、文化財保護の方が勝った例がほかにあればぜひお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

西澤：最近三階が復元された東京駅を考えてみましょう。

あれは、実はもともと二階までは古い部分が残っていて、三階部分は第二次大戦の空襲で焼失して崩れたので、戦後は、二階建のまま使っていました。屋根は、終戦直後にとりあえず仮設で架けた屋根で、五年間もてばいいだろうという具合でした。ところが、その後、半世紀以上使ってきたわけです。結局、その間に東京駅は二回壊されそうになりました。一回目は佐藤栄作さんが総理大臣の時、あそこを開発するって言っ

て、大きな東京駅を造ろうという話がありました。佐藤栄作さんは、東京駅が大事なら明治村に持っていきばいい、という旨の発言をしています。でも、どうやって煉瓦造の建物を、また、あのような長い建物を明治村に持っていくのかと、私は疑問に思いますけど。結局、参議院の運輸委員会にこの問題が出て、議論されます。当時、参議院議員だった曾禰益さんという方が、運輸委員会で「大事な東京駅を壊していいのか」という質問を国鉄総裁にして、国鉄総裁から「いや、壊さない」という発言を引き出しています。この曾禰益さんとは、明治時代の日本を代表する建築家のひとりであった曾禰達蔵さんのお孫さんです。曾禰達蔵さんと言う建築家は、東京駅を設計した建築家辰野金吾さんと、工部大学校造家学科（東大建築学科の前身）の同級生という関係です。曾禰益さんは、建築家ではなくても、建物の良さが分かっていたのだと思います。

ところが、一九八〇年代半ば、今度は中曽根さんが総理大臣の時に、いわゆる「民活」と称して、あちこちで都市再開発を進めた。その目玉の一つが東京駅前丸の内再開発でした。もう亡くなりましたけど、当時著名な建築家だった丹下健三さんが二十五階建ての東京駅を造る案があ

りました。我々は冗談で、じゃあ二十五階建ての上に煉瓦造の東京駅を載せようか、冠のように。それから許してやるって言うていたのですが、冗談で。

そういうことがあったのですが、今度は、作家で評論活動をしていた森まゆみさんが中心になって、おばちゃん連合で、反対運動を起こしました。おばちゃん連合で、本当に市民運動でいろんなことをやって、結局は周りの三菱系の建物は建て替わりましたけど、東京駅だけは一応残ったということになりました。それで今回のことにつながったのですが、今回の復元も、当初、J.R東日本は、いったん建物を取り壊してすべてレプリカを造ろうとしていました。しかし、有識者から批判され、既存部分を保存しながら、三階を復元したわけです。

東京駅前の東京中央郵便局も実は取り壊し寸前までいって、三割ぐらい残った状態で、今のようになりました。今は、残った部分がリニューアルされて、後ろに高層ビルが建って「キッテ」(KITE)とかいう建物になっています。あれはだから、まあ痛み分けかみたいなことですけど、そういう事例はあります。

経験的に言いますと、専門家がギヤーギヤー言っても、何の力にも

なりません。駄目なのですよ。もう全然駄目。政治決着するか、政治を動かす本当の市民運動しかないのです。政治を動かす市民運動は実にさまざまじいものです。森まゆみさんのやったのは、本当に広くあちこちにマスコミに訴えた市民運動です。はつきり言って学者は無力です。立っているだけです。僕は座ったことはありますけど、はい。

村木…国内の遺跡で言いますと、開発を前提で調査していますので、開発がそのまま進んでいくってというのが基本だと思えます。一番近い事例ですと皆さんのご記憶にあると思うのは、青森県の三内丸山遺跡。あそこはもともと野球場を造る前提で調査を始めたんですけれども、調査を進めていくと最大級の、国内では見たことのないような大きな栗の木の柱の跡があるとか、そういったことが分かってきました。やはり地元の方にも、日本で一番とか世界で一番とか、そういったところは訴えるところがあったのだと思います。それが地域の方の運動になり、それから最終的には、県知事さんが判断されたかと思いますが、遺跡の保存につながっていったという事例はあると思います。

基本的に日本の開発に伴う発掘調

査っていうのは、頑張って残そうというのが前提にはなっていないのかなというような気はします。

吉田…考古学が専門でないので、うる覚えの知識が多いのですけれども、神奈川県の上行寺東遺跡という、横浜市金沢区の六浦の遺跡がマシンの開発で破壊されたときは、僕はちょっと残念に思いました。やぐら群と建物群の遺跡で、仏像が岩に彫ってありました。あれは何とかとっておいてほしいと思いましたが、保存運動もおこりましたが、うまくいわずにマシンションが建ちました。今は造形保存とあって、合成ゴムと石膏で型をとって場所を移して再現してあるようです。まあ、しかし、僕はそれは仕方ないことだったと思っています。

それから著名な例では、長屋王の邸宅跡が奈良で見つかり、木簡がたくさん出てきて大発見になりました。記憶がうる覚えなのですが、そこごうデパートが建物を建てるという時に見つかって、遺跡はかなりの部分が破壊され、一部は埋め戻されて、デパートが建ちました。今はそこが倒産してなくなっちゃって、イオン、いやあ……イトーヨーカドーになっっているんですか。

しかし、これも仕方ないことだ

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

と思っています。仮に破壊されずにあそこに想像復元で長屋王邸宅という建造物が建ったらどうだろうかということを時々考えます。それはそれで面白いような気もするし、気持ち悪いような気もしますので、そこところがなかなか難しいですね。

次に万葉ミュージアム、今の奈良県立万葉文化館が奈良県立の施設としてできました。その敷地内に遺跡があるのですが、県立のミュージアムを造るのに遺跡を破壊して造ったというようなことがあります。これについては私は納得ができません、けしからん行為だと思っています。なぜならばミュージアムを造るために遺跡を破壊するというのはおかしいと思うからです。なぜ、その遺跡を見せるような形に設計変更できなかったのかというように思います。

それから本学、名古屋市立大学の滝子キャンパスには八高古墳がございます。前方後円墳であります。学生食堂を増築した時に前方部が破壊されております。これは私が赴任する前のことだったのでどうしようもなかったのですが、もし私がその時いたら反対します。なぜならば、学校という教育機関にとって古墳というものはやはりとっておいて、それを教育に使うべきだからと考えるからです。

ということ、時と場合によるというか、そこが何なのかによるので、名古屋市立大学の場合はやはり古墳はとっておくべきだと思いますし、奈良県立万葉文化館の場合は、遺跡は保存する形で設計変更するべきだったと思います。これに対して営利施設であるところが建物を建てるのか、あるいはマンションを建てるのかといったような場合は一概に遺跡は全部保存するべきだとは言えないだろうというのが僕の意見です。

松田：ありがとうございます。お話を聞いて思い出しましたのは、村木先生がおっしゃっていた三内丸山と並んでおそらく日本でもう一つ極めて有名な遺跡、佐賀県の吉野ヶ里遺跡になるかと思えます。八〇年代後半に発見されて保存されました。

もう一つ、お話を聞いて思い出しましたことがあります。先ほど申しましたように、文化財保護と都市開発の利害が衝突した場合には、ほとんどの場合は開発側の論理が勝つのですが、イギリスにおいて珍しく文化財保護の方が勝った有名な事例があります。ロンドンのテムズ川の南側にあるローズシアター、すなわちバラ座ですね、バラ座の劇場が出てきたときに保存運動が起りました。バラ座は、エリザベス一

世の時、すなわち一六世紀から一七世紀初頭にかけて使われていた劇場で、シェークスピアの劇もここで上演されました。この劇場の遺跡が一九八九年に発見されたとき、イギリスを代表する俳優や女優を含めた市民グループが、これは大事だから保存しようと言って運動を行いました。このとき学者はほとんど無力だったのですが、俳優の方々が先頭に立って市民運動を行った結果、遺跡保存は達成されます。とは言いません、開発の論理はやはり強く、劇場の上に建物も建てられます。その建物の下に見えるようなかたちで遺跡が保存されたのです。今日でも、この建物の地上階部分でこの遺跡は一応見ることが出来ます。

ということ、おそらく国レベルでの政治決着か、激しい市民運動が起れば、都市開発の論理に抗して遺跡保存が達成される事例はあります。ただし、これらは圧倒的少数の事例です。

遺跡保存ができなかった場合にはどうなるか。実際はできない場合がほとんどだと思うのですが、その遺跡で大事な発見があったとしたら、小さくてもよいので、こういう発見がありました、という説明の入った看板のようなものぐらいは残してほしいと思います。先ほど奈良市の長

屋王の屋敷跡の話が出ましたが、あそこは今日では、そごうが建て替えられてイトーヨーカドーになっています。そこに行きましても、長屋王の屋敷についての説明は少ししか出ていません。その少しの説明を立ち止まって読む人もほとんどいないのです。あれほどの大発見でしたので、それは少し寂しいなと思いました。

その逆の事例が、ギリシャのアテネで見出せます。アテネの中心街は、どこを掘っても古代ギリシャの時代の遺跡におつかります。そのアテネで最近新しい地下鉄の路線がつくられたのですが、その際には当然たくさんの遺跡が壊されました。これはアテネの宿命と言ってもよかつたかもしれませんが、遺跡を破壊する前には、発掘調査を行って、出土物は記録されました。非常に大規模な調査となりました。そしてその後に行ったことが良いなと思ったのですが、地下鉄の駅の中に、それぞれの場所から出土したものを展示しました。ここにあった遺跡を壊して造られた地下鉄の駅ですが、ここからはこういうものが出てきたのですよ、ということをごラスケースを使って展示したのです。こうすると、少なくともその場所の歴史は人々の記憶にとどめることができます。これはなかなかうまいやり方だなと思

いました。

続きまして、次の質問にいきまします。「イギリスまたは海外において子ども向けの考古学に関する絵本や出版物、テレビ番組などは盛んに作られているのでしょうか？考古学をよりパブリックなものにするためには子どもに対するアプローチがきわめて重要と考えますのでお尋ねします。」

はい、もうまさにその通りだと思います。子どもたちに考古学に興味をもってもらうことはとても大切だと思います。しかも、子どもを落とせば、親も落とせます（笑）。

質問の答えとして私がぱつと頭に思い浮かべましたイギリスの事例は、博物館に見られる子供への配慮です。イギリスの博物館は、基本的に子どもたちにも来てもらうという前提で作られていて、その配慮は非常に細やかです。例えば、多くの博物館ではベビーカーを置くスペースがあります。これは小さなことのように思えるかもしれませんが、このスペースがあると、「ああ、この博物館では子どもも歓迎されているのだな」というのが一目瞭然で親に伝わります。こうすると、親もまた子どもを連れてきたいと思うでしょう。こうした視覚のコミュニケーションがとても大切だと思います。

あと、私が最近訪ねましたマンチェスター大学の博物館では、カフェに、「どうぞベビーカーと一緒に入ってきてください。そして博物館に行くときには、どこそこにベビーカーを置くコーナーがありますので、ぜひお使い下さい」と明確に示されています。

また、多くの博物館では、ティーチャーズ・パックと言いついて、先生向けの教育グッズがお店で売られています。ただちょっと残念ながら、最近それは減りつつあるのですが、少なくとも一〇年ぐらい前までは、教科書に書かれている内容に合わせた内容・テーマで、先生が博物館にどのような教育活動が行えますよと書いていました。先生は事前に博物館に来て、子どもたちを連れてくる前にそのパックをもらって勉強しておくことができたのです。このシステムもなかなか魅力的だと思いました。

あと、イギリスの博物館には学芸部門と同時に、教育部門が置かれている点も特徴的なのではないかと思

います。どうでしょうか、むしろ先生方にお尋ねした方がよいかと思うのですが、特に村木先生、いかがでしょうか。博物館において教育専門の人を採用する、雇用するというのは、日本

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

の地方公共団体が運営する博物館でどれぐらい一般的なことなのでしょう？

村木・名古屋市に限らず、日本では博物館の学芸員には考古学、歴史学等という分野の専門家はいるんですが、それを人に伝えるための職員と言いますか、学芸員というのはあまりありません。

広報や普及事業を担当する職員は名古屋市博物館にも、名古屋市の他の博物館にもありますが、事務職員がなっている場合もあり、体系的に人に伝えるとか、学術的な知識をもって伝えるという形には、残念ながら現在はなっていないですね。近隣の博物館でもそういった点が充実しているという所はそんなに多くないようです。

松田…ありがとうございます。では続きまして次の質問に移ります。「松田先生のご発表の中で国立国会図書館の文化財を含む公刊物には、埋蔵文化財発掘調査報告書等が多く含まれているのではないのでしょうか。それらを除くと文化遺産との数の差はどの程度になるのでしょうか？」○○報告書といった類いの行政文書は多くの人の目には触れませんが、そのことを考えますと文

化財は本当に定着した言葉だったんでしょうか」という質問をいただきました。

私の発表の中では、国会図書館のホームページ上で使える検索データベースで得られたデータを示しました。そこでは、いわゆる本だけではなく、報告書も含めた公刊物の数を検索した結果の数字を示しました。そして、それらの数字に基づいて、これまでは「文化財」という言葉が一般的に使われてきた、ということを示し上げました。

私が数えた公刊物の中には、たしかに報告書も含まれています。そしてそれは当然、多くの人の目には触れられないものかもしれません。しかし、発表では示しませんでした。いわゆる「本」、すなわち本屋さんで売られるような本だけをキーワードにして検索をかけても、実はほとんど同じ傾向が確認できます。発表の中で、本だけではなく、あらゆる公刊物を対象にした検索の結果を示しましたが、本だけで検索をかけても結果は同じです。ということ、私の中では、やはり文化財という言葉の方が一般的にやはり使われていて、社会に定着した言葉のように考えているのですが、他の先生方、いかがでしょうか？一九五〇年代から今日に至るまで、文化財と文化遺産と

いう言葉のどちらが日本社会の中でより定着した言葉だと言えるのでしょうか？

吉田…私はやはり「文化財」が日本で定着している言葉だと思います。「文化遺産」という言葉は、松田先生のおっしゃったように、国連の世界文化遺産ですか、あれの影響が非常に大きいのではないだろうかと思えます。それに関連して西澤先生に教えていただきたいと思うのですけれども、「文化財」というと対応する動詞が「指定」という動詞で、「指定」という言葉が付きます。これに対して世界文化遺産だと「登録」という言葉がくるわけですが、近年、日本の文化財の方でも「登録有形建造物」ですか、あれは、やはり世界文化遺産から「登録」という用語を持ってきたと理解していいんですか？

西澤…用語は多分そうだったと思いますね。ただ、やはり方、生まれた背景は、世界遺産と関係ないでしょう。要するに歴史的建造物がどんどん消えていくという状況があり、それに少しでも歯止めをかけるための措置です。登録というのは、「文化財原簿」というリストに書くから、登録ですね。それ書けば少しは歯止めになるだろうという感覚で始めたもの

です。厳密に法律を読むと、実は、登録そのものが、保存には結び付きません。厳密に解釈しちゃうと。法学部の人に読んでもらうと思いますけど。ただ、それは表向き絶対言わなくて。とにかく登録文化財に登録されたっていうことで、要するに取り壊し、緊急避難的な歯止めになるという感覚です。

とにかく、特に明治時代のものでなく、もう昭和の初めのもので、どんどん壊され出したので、登録制度を導入したわけです。二一世紀に入ってからは、高度成長期のもので、どんどんなくなっていますので、登録制度で歯止めしようというモノです。まず建造物を先にやってみて、うまくいけば今の絵画とか、いわゆる古美術品にも適用しようというものです。建造物はまず先行しておいて、建造物がうまくいけば他の有形のものにも適用していくので、今は建造物だけじゃないですけど。建造物が先に先行してやってみたということです。

吉田…指定と登録というのは何か、かなりニュアンスが違う、実態も違うのかもしれないけれども、その背後に背負っている考え方も多少違うのかなという感じがしますよね。

西澤…ああ、違います。登録は、本当に登録だけです。文化財原簿にべらっと書くだけです。それをべらっと書いても、国の登録有形文化財ということで、田舎に行くとか案内板がべらっと貼られてしまうので、庶民にとっては、「すごい」ことです。市町村も文化庁もそれを狙っているわけですよ。

吉田…(笑い) そうですね。

西澤…そうですね。それも狙っているわけです。ところが、それが裏目に出ていることもあります。名古屋市は違いますが、地方の自治体はもう何でも相談に来たものは、全て登録文化財に登録申請したらどうですかと所有者に伝えていきます。登録文化財は、国が扱うものであるから、市町村は関係ないという姿勢です。申請時にただ事務的に取り次ぐだけです。申請書を取り次ぐだけですから、市町村は。自分たちはお金も知恵も出す必要は無いのです。これは無責任さではありません。

登録物件が増えている背景には、登録制度が浸透しているという単純な構図ではありません。そういう無責任な自治体がいっぱいあるからです。だから本来の登録の姿とはちよっと違うゆがんだことが既に起

きています。

吉田…ああ、そうですね。

西澤…それでも、文化財保護の観点から言えば、取り壊しの歯止めになっていることは間違いありません。それから先ほどの地域史という話で、アイデンティティの問題も関係しますが、やっぱり、今まで目にも触れなかったものが褒められるので、登録文化財に登録されると、「やっぱりすごいんだ」と思うようになり、それが効果絶大ですね。国、登録有形文化財ってあのプレートは、何か水戸黄門の印籠みたいな感じですよ。その意味は文化庁が考えていた以上に地方では大きいです、影響力。逆にそういうのはうまくいっていると思います。だから美術品にも適用できているのだと思います。

松田…有形登録文化財の制度に関して言いますと、一九九五年に阪神淡路大震災が起きまして、その際に神戸にあった未指定の歴史的建造物が壊滅的な被害を受けました。それを受けて、そのままではまずいとなつて、九六年に有形登録文化財の制度が始まったと伺ったことがあります。

次の質問に移ります。私の発表の

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジ—」の視座から—

中でパブリック・アーケオロジの四つのアプローチについてお話ししましたが、それについての質問です。「日本のように文化財に対する認識や知識がある程度ある場合、多義的・批判的アプローチも有効になると思いますが、中米のように人々の理解がまだ低い地域では教育広報から始まるかと思えます。教育広報的アプローチから次のステップに移るタイミングはどのように見極められますでしょうか」というものです。中米という言葉が入っていますので、おそらく中米で何らかの活動をされている方からの質問だと思います。

私が思い出しましたのは、南米ブラジルにおける事例です。その地域では、地元住民の間に文化財保護に関する意識や関心はほとんどありませんでした。そこに考古学者が行きまして、「あなたたちはこの場所の歴史について何が知りたいですか」と尋ねてまわりました。そうすると、住民から結構反応がありましたので、その質問に答えるような考古調査を行ったところ、かなり地域住民の参加がありました。

この事例のポイントは、考古学者がある地域に行って、「私はこれを知りたいから、ここを掘る」というかたちを取らなかったということ

です。地域住民がその町の歴史に関して何が知りたいのかを尋ねて、彼らの関心に基づいて調査を行ったのです。

このような事例もありますので、地元の人は文化財に興味がない、と断定するのは少し慎重になった方がよいのではないかと思います。専門家が考えるような文化財のあり方には興味がない、そのような場合が少なくないのではないのでしょうか。専門の枠組みを離れると、実は地元の人も文化財に興味を持っていたりしないのでしょうか。

とは言え、ご質問の趣旨はよく分かります。現実に関発や便利な生活を望む方々が多い地域において、文化財保護をどのように進めるかというのは、たしかに難問です。とりわけ、外国人のような外部の専門家この問題に取り組むと、事態はなおさら複雑です。

日本では最近、鞆の浦の景観保存の例がありました。鞆の浦は、宮崎駿先生の映画「崖の上のポニョ」のイメージともなった瀬戸内の歴史的な港湾をもつ町です。歴史的な町並みがよく保存されているのですが、その港での埋め立て架橋が提案されて、景観の保全が危うくなりました。そこで保存運動が始まるのですが、ここにはイコモス（ICOMO

S）の専門家のような外部の人々も大いに関わりました。町並み保存を専門にされている方々です。もちろん、町の中にも歴史的な町並みを残したいという方々がいらっしまったので、その人々との連携となりました。

ところが、港湾を埋め立てて橋を架けることによって、町の生活を便利にしたいと願う町民も少なからずいらっしまった。その方々は、なぜイコモスの専門家のような外部の人たちに発言権があるのだ、と反論しました。実際の生活者こそが決める権利があるのではないかと主張したのです。「ポニョ」の映画の効果があつたのかどうかは分かりませんが、最終的には広島県が最近、方針を変えまして、町並み保存の方に今は傾きつつあるようです。

これに関連すると思うのですが、村木先生、どうでしょうか。ご発表の中で、宮古市の例を引かれて、開発を早く行いたい、復興を優先したいという声も地元にあつたという話がありました。そのような中では埋蔵文化財の調査を行う理由付けをどのように説明できるのでしょうか。

村木…宮古では本場にここが先鋭的に対立しているような状況ではあると思うんですが。一つは、現実的な

対応としては埋蔵文化財のせいで遅れたということがないように、私のような外部から派遣の人を増員することによって対応しているというような状況。

もう一つは、地元の埋蔵文化財の担当者は、やはり遺跡の調査をしたことで何か、本場にメリットがあるようなところを示すことが重要だということをおっしゃっていました。具体的に言うと、例えば宮古っていうのは海があつてすぐ山、ほとんど平地がなくて山があるようなところ。そこを津波というのは過去、何回か襲つたわけなんです、そういった自然の活動と人間の住む所がどういふ関係にあるかと、そういったところを、今すぐ直接役に立つわけではなくても、示せたら良いと言われました。

昔のこういう遺跡で、ある時期に高いところへ行つたから津波を避けることができたみたいな具体的な知恵としてつていうよりは、むしろ人間の活動、そこで暮らした人間の営みがあつたということ、地元の人が知ってもらいたい。そういう先人のあゆみを知ることによって、あらためて復興に取り組もうという意欲を持つていただければというような話も聞きました。そのような努力によって、文化財の保護と復興事業の

折り合いを付けようとされていま

す。

松田…ありがとうございます。八月に文化庁の方がイギリスにいらつしゃって講演をして下さいました。東日本大震災での被害を受けた地域では、まさに村木先生がおっしゃつたように、復興を大急ぎでやつてほしいという地元の声を聞きながら、埋蔵文化財の発掘調査を進めているというお話でした。村木先生のご発表の中でもありましたが、埋蔵文化財の調査はやらなくていいから早く家を建ててくれ、とも時に言われるそうです。そのような中で、どうやつたら文化財を守るのかを常に考えている、という内容のご講演でした。その講演をしてくれた方が、地元には埋蔵文化財調査への反対の声もあるとおっしゃったことに、私は感銘を受けました。この反対の声を無視して、ただ単に埋蔵文化財調査の大切さを訴えたとしたら、そこに説得力はあまり出ないと思います。調査に対しての反対の声はあるけれども、自分たちは自分たちの信じる文化財を守る努力をしているのだ、そうおっしゃったことで、より説得力が増したような気がしました。ですので、逆説的になりますが、文化財を守ろうと説得力をもって主張した

いのであれば、文化財が大切だと思われない場合もある、大切だと思わない人がいることをしっかりと認めるのが大事なのではないかと思つた次第です。

最後の質問に進みたいと思えます。この質問への返答には、他の先生方のお知恵をぜひともお借りしたいと思つています。まず、「世界遺産争奪戦？」と書かれていて、続いて、「真の遺産か、観光商売か」という質問を頂戴しました。

このご質問にどう返答すべきではありませんが、まず「真の遺産か、観光商売か」の部分を考えてみましょう。世界遺産は、一九七二年にユネスコが条約を立ち上げた時には、実際に危機に瀕している遺産を守る・保護するというのが意図となつていました。ですので、少額ながらも保護のための補助金を出して、危機に瀕した少数の遺産を守つていこうとしていました。しかし、その後、その性格が徐々に変わつていき、今では世界遺産はブランドになりました。世界遺産ブランドを求めて、各国が一生懸命自国内の世界遺産を増やそうとしていのです。当初の、危機に瀕した遺産を守るという意図はかなり後退してしまいました。今日、各国は自国に世界遺産が登録されると大喜びしています。最近では、富士

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

山が世界遺産に登録されて、日本国民が大喜びするニュースが流れていました。それは、条約の本来の趣旨からはかなり異なっているのです。

無論、世界遺産ブランドはもはや現実に存在することを受け容れなければなりません。これは一方で問題も生んでいます。世界遺産登録されると、そのブランドのために観光客が増えることとなります。

この状況をもって、真の遺産かと思われる、我々はどうか答えられるのでしょうか。これはぜひ他の先生方にお聞きしたいと思えます。

私が少し思うことは、真の遺産かどうかを決める権利があるのかが、それ自体で一つの問題になるだろうということ。これは絶対に一人では決められないことのような気がします。やはり、多くの人々の協議の中でしか決められないのではないのでしょうか。それ以外には、どのようにしてこの問いを考えられるでしょうか。

西澤・偶然、日本政府が今年申請を決めた九州・山口の近代産業遺産に関わりました。というの、あれは製鉄とか、造船とかいう具合に、構成資産ごとに部会を設けて、評価や保存方針を検討していく方法を取りました。私は、二〇一〇年にできた

造船部会の委員をさせていた。そこで私は、委員会の中で一貫して申請反対という立場を貫いた。もちろん、構成資産の評価はきちんとしてしまいましたが、世界遺産に申請する必要もなく、また、横須賀の米軍基地の中の施設がリストから外れていましたので、反対しました。リストに横須賀の施設が入っていない理由は、日本国憲法の適用外だからというものでした。日本の造船施設の元

は、江戸幕府がつくった横須賀製鉄所から始まっているにもかかわらず、それを外して、他の構成資産だけで、「日本の近代産業遺産」と堂々と世界に言うのはおかしい、と私は思いました。もうひとつ、反対の理由があります。多分、そのほとんどものは軍需産業と直結しているものだから、当然、アジアへの侵略の問題が関わり、その配慮なしに申請すれば、アジア諸国から反発を招くと思えました。当然すぐ反対の声が

上がりますよと会議の席でも言いました。「その覚悟ができますか」と。結局、日本政府は、申請決定したのですが、さっそく韓国からありましたね。強制連行に関係する施設がなぜ世界遺産候補になるのだと。それは多分、事実だと思えます。

それで何を言いたいかというと、物は変わらない、人間が勝手に変えているということ。よく考えてください。誤解しないでください。物の価値は、物が変わってないのですよ。朽ちていくのはありますけど。人がまた手を加えて増やしていくのもありますけど。あとは人間が解釈を変えているだけです。開発と保存の問題も、あれは人間が

しているということ。これ、よく考えてください。誤解しないでください。物の価値は、物が変わってないのですよ。朽ちていくのはありますけど。人がまた手を加えて増やしていくのもありますけど。あとは人間が解釈を変えているだけです。開発と保存の問題も、あれは人間が

私の話題に対していただいた最初の指摘「いいところを探す」というのも、建物のわるいところがいっぱいあることを認識した上で、いいところを褒めています。建物の悪いところは、皆さん、すぐ気づくのに、いいところは気が付かない。私は他人が気づかないいいところを言っているだけなのです。それを聞いた方が皆さん納得してくれているからOKになっているのです。物は変わってなくて人間の意識や見方が変わっているのです。

だから世界遺産についても、真の世界遺産がどうかというのは、人間がどうかかと言っているだけの話で、物が変わらないのですよ。私は、世界遺産に冷やかか、「勝手にしてくれ」という気分です。建物さえ壊さずにうまく使っていっていただければ、その方がいいって思っています。遺産や文化財はいずれも財産な

ので、放っておくのなら、使った方がいいと私は思っていますね。財産だから、それを使うというのは自然な発想です。

それは、瑞穂を歩いてよく分かりました。皆さん、自分の町を良くしたいから、今の環境をもっと良くしたかったら、できてきたものを大事にしたらもっと良くなるという発想になっています。私は、一〇年前は、「瑞穂のよいところ」のスタート、起源を考えていましたが、皆さんは今の瑞穂を考えていました。その違いは、皆さんと付き合ってますごくよく分かったのです。それは、瑞穂の街は皆さんにとって財産なので、今の瑞穂を考えるのです。自分たちの生活を良くしていくために、今の瑞穂を考える、そこが違っていた。

この瑞穂での経験があるから、私は、今回日本政府が申請している九州・山口県の近代産業遺産が世界遺産に登録されようがされまいが、どっちでもいいと思っています。委員をやっていたのに、いい加減だと思えますけど、委員を経験した結果として私は、やっぱりそう思っています。

村木…東北に行った時にかなり見たんですが、東北地方の縄文時代の遺跡を群として世界遺産に登録しよう

という動きがあります。皆さんご存じ、さっき名前が出てきた三内丸山とか、有名な所で亀ヶ岡遺跡とか、そういう所をですね、北東北の縄文時代遺跡群というような名称で世界遺産にという名乗りを上げていると思います。その過程でやはり新たにそういった、今まで単独で知られていた遺跡を群として捉えて、それらに関連付けて考えましようとか、あるいは関連付けた説明をできるようにしましようという研究が進んだというようなメリットがあるかと思えます。世界遺産になるかどうかというよりは、世界遺産を目指した動きの中で新たな遺跡についての研究ですとか知見が増えてくるという側面があることと思います。そういう面で言うと、いいものだから世界遺産になるというよりは、世界遺産になる過程で良いものになっていく、関係者がある価値を改めて発見するという側面がある、そこに世界遺産を目指す意義を見いだせるのかな、というのが一つです。

世界遺産を観光資源として使っていることについて批判的な意見があるのは当然分かります。今の先生のご意見ではないんですが、せっかく遺跡があるならですね、それで多くの人に見ただけの機会があるのなら、破壊のない程度に利用すると

いうのは当然、私は、あってしかるべきだというふうに思っております。

吉田…私は世界文化遺産というのは意味があることだと思っています。それは日本が指定する国宝や重要文化財と一部重なり合うのですが、別の価値観から評価されるという側面もあります。お互いの円は重なり合うところもあるけれども、そうでないところもあります。だから、世界文化遺産に指定されると、これまでとは違う対応をしなければならぬことがきつと発生するだろうと思えます。そういう点で意味が違うと思えます。ですから世界文化遺産に指定されることには別の意味があつて、それはそれで大変意味のあることだと思えます。

それからもう一つは観光という問題なんです、「観光商売」と言いますと、観光の悪い側面がクローズアップされるわけですが、観光というのは問題もあるかもしれないけれども、それは悪い観光をするから問題なのであって、良い観光をすれば観光にはプラス面がたくさんあると思います。例えば前近代の人々は多分、狭い行動範囲の中で人生を終えていたのだらうと思います。もちろんさまざまな流通、交流がありますのでいろいろと人間が動いていると

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

いうことはわかっていきます。しかし観光にどこかに行くというのはあまりなかったと思います。そういう中で、例えばお伊勢参りのようなことが起こりまして、江戸時代の人々が大笑して伊勢神宮にお参りに行ったというような動きを日本の歴史の中でのように評価するかという問題があります。

あるいは経済的效果から考えましても、世界の観光客の人口は一〇億人を突破したそうでありまして、日本も観光庁という役所をつくって、世界中が観光客の争奪戦をしています。それが好ましいことかどうかとなると、たしかに問題点もたくさん含んでいます。しかし、そこで重要になるのはどういう観光をするか、どういう観光をプロデュースするかということであって、観光＝マイナストと考えるのは問題であると僕は思います。

ですから世界文化遺産を契機にして、より良い観光ができるようにしていくことが大事かと思えます。ただそうならない部分改善していくことが前向きに進んでいく対応なのではないだろうかというのが私の意見であります。

司会…ありがとうございます。司会の不手際で予定を一〇分ほど過ぎ

てしまいました。これまで頂いたフロアからのご意見の他に、今のいろいろなディスカッションを聞いて、ぜひこれだけは話しておきたいとか質問したいということがありましたら、どうぞお手を上げてくださいます。

質問者…村木先生、ぜひ聞いときたいと思ったのは、博物館は、名古屋市の博物館って今はなっていますけど、以前、それは仮の名前で、名古屋市の考古学博物館になるんだよと聞きました。それで、いつになったらそうなるんだろうと…考古学の方にぜひお聞きしたくて。

村木…名古屋博物館自体はもともと歴史系の総合博物館を目指しては、まずですので、考古学博物館の話は、おそらく、さつき話の中で見た南区にある見晴台のことではないでしょうか。今の博物館は考古学だけではなくて、歴史・民俗・美術工芸の合計四分野があつて総合博物館としてやっています。

司会…ありがとうございます。今日の議論、非常に面白く多岐にわたつて展開されてきましたが、お時間も過ぎてしまいました。最後に、総括を兼ねて別所研究科長にお話し

願いたいと思います。

別所…人文社会学部の学部長の別所と申します。総括を兼ねてとの司会者からの依頼ですが、講演とディスカッションのなかで出されたさまざまな論点をまとめることは私の能力を越えますのでご容赦ください。ESDを理念とした学部生まれ変わった人文社会学部の学部長として、私は今回のシンポジウムが何らかの形でESDにつながるということをお話しさせていただきます。

まず、今日のシンポジウムほど、それぞれのパネリストの議論が面白い、面白いシンポジウムってそれほどないと思います。その中で私にとつて最も興味深かった点は、パブリック・アーケオロジーのパブリックってどういう言葉の意味に関わります。パブリックという言葉には二つの意味があるというふうに言われました。まず最初、パブリックはお上、ご公儀を意味したのですが、その後意味が変わってきました。それはヨーロッパでも日本でも同じでした。とりわけヨーロッパだと、ちょっと難しい言葉ですが、「公共性の構造転換」ということが言われています。つまり、「お上」を意味したパブリックが「パブリック・スクール」のパブリックになるのです。これは

要するに民間がやる学校のことですよね。パブリックっていうのは「民間」や「一般の人」を意味するようになります。これは大きな変化だったと思います。

この意味変化がパブリックと文化財との関係にも現れています。文化財保護はもともと明治初期の岡倉天心の努力から始まったというお話がありました。それは要するに、日本の文化財を愛することで日本を愛する意識を創りだそうというナショナルイズムのための努力でした。これは当時非常に困難なことだったと思います。普通の人々にとっては、「国家って何ですか？」という感じだったと思います。江戸時代だったら、藩を越えたらもう全然違うところだったのに、それが明治維新後には日本国家の国民だとみんなが意識するようになるのは、ものすごく大変なことだったと思います。そのために政府はいろんな教育制度を立ち上げました。文化財保護法もその一つだったわけですよ。

しかし現在のグローバル化の時代に、国家やお上というパブリックと文化財を結び付けるナショナルイズムの発想だけでよいのでしょうか。とりわけ日本の場合には、国民国家を一生懸命に立ち上げたんだけれども、日露戦争以後は何かちょっとお

かしくなってきた、ついには侵略戦争をやって負けちゃって、これどうするんですかっていうところになってきたわけですよ。

今やナショナル・アイデンティティではないようなアイデンティティが必要になってきました。そうすると昔のように国家というパブリックのアイデンティティを文化財に求めるといふ発想を変え、新しいパブリックを探しだし、また文化財の中に別の新しいアイデンティティを探すことが問題になってくるのだと思います。

そこで、自信はありませんが、こう言ってみたいと思います。つまり、これからは国家の権威を背負った学者さんが価値があると言うから文化財になるのではなく、普通の市民が街を歩いて古い住宅を見つけて、これいいよって言ったなら、それが文化財になる。こんな形で新しいパブリックな文化財が生まれるかも知れません。しかしそうすると、「ええ、本当ですか？こういうのまでね。いや、そんなものまで文化財って？何でも文化財で、全部文化財だったらもう、自分の家も建て替えられないじゃないですか、どうしてくれるんですか！」っていう話になりますよね。

一同…(笑い)

別所…この難問に対する答えは何かっていったら、じゃあみんな話しましょう、ということですよ。お上や学者先生が価値があるというから古い家が文化財になるのではなく、一市民である私がそれに愛着を覚え、価値を感じ、そのことを近所の人々地域の人々と話し合って共有することが大切になります。それは、住みなれた町で、私たちが自分の愛着・アイデンティティを地域への愛着・アイデンティティへと協働して組み上げてゆくための民主的な討論の場って言ってもいいと思います。こういう民主的な討議の場の中で、文化財を素材として、非常にローカルなアイデンティティが形成されます。すると、もはや国民国家のアイデンティティは絶対的なものではなくなり、相対化されます。わたしは日本国民でもあったかもしれないけど、やっぱり私は名古屋人だよ、瑞穂区民だよ。瑞穂区の町なみと人々とのつながりが私のアイデンティティにとっては大事だよ、っていう感じですよ。そういうふうな多元的なアイデンティティをつくるための契機としてこれから文化財が注目されるのではないでしょう。

さて、ここにESD (Education

「現代社会における文化財保護の新しいあり方 —「パブリック・アーケオロジー」の視座から—

for Sustainable Development)つまり持続可能な社会を担う若者たちを育ててゆく教育が関係してきます。このカタカナ言葉は分かり難いのですが、そのポイントが何かというのと、「学ぶ」ことの発想転換です。これまでのように大学で何か専門知識をこれだけ学んで「あ、これ覚えましたが」という学生では、持続可能な社会をつくってゆけないのです。そうではなく、自分が住んでいる所の問題に批判的に向き合い、それを基礎経験として、住んでいる所を越えて、いろんな問題に対して批判的な見方をできるような人間を大学はこれから育てていかないといけないのです。国家が指定した文化財をありがたがるのではなく、身近なところに価値あるものを発見し、それを隣人との共同の討議を通して新しいパブリックな文化財にしてゆけるような批判的で創造的な若者が必要とされているのです。そんな若者でなければ、これからのグローバル社会を生き抜いてはいけないでしょう。

そういう意味でESDに今日のお話がつながったかなということ、私のお話を終わらせていただきます。ありがとうございます。

一同…(拍手)

司会…どうもありがとうございます。では、これをもって二〇一三年度人間文化研究所主催の講演会・シンポジウムを終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

